

砥 部 町 議 会
令 和 2 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

令和 2 年第 2 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	令和 2 年 6 月 11 日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和 2 年 6 月 11 日 午前 9 時 30 分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 西岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第 121 条第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 大江章吾 総務課長 岡田洋志 企画政策課長 伊達定真 商工観光課長 高橋 桂 戸籍税務課長 門田 巧 保険健康課長 池田晃一 介護福祉課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 門田 作 農林課長 大内 均 生活環境課長 小中 学 上下水道課長 藤田泰宏 会計管理者 富岡 修 広田支所長 山本勝彦 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 堀 潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫			
傍 聴 者	8 人			

令和2年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

令和 2 年第 2 回砥部町議会定例会

令和 2 年 6 月 11 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（政岡洋三郎） ただいまから、令和 2 年第 2 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） おはようございます。令和 2 年第 2 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、本日から 19 日までの 9 日間にわたり、町政運営に関わる重要案件につきましてご審議賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を実現させていく段階に移行し、コロナ時代の新しい生活様式の実践の下、少しずつではありますが、日常の生活を取り戻しつつあります。欧米主要国と比較し甘いと指摘される対応であった日本において、感染者数や死者数が、非常に低いレベルに止まり、収束に向かいつつある現状について、一部海外メディアが奇跡の成功と評しておりますが、その要因は、医療関係者の懸命な努力と、個人主義より和を尊重し、高い規範意識と周囲を思いやる国民性にあるのではないかと感じております。反面、最近の世論調査によりますと、コロナウイルス対策や検察庁法案改正をめぐる一連の対応から、内閣支持率が低下しており、政治に対する不信感が高まっているように感じます。国難ともいふべき事態において、今こそ与野党が協力して、日本経済の立て直しと住民生活の安全安心のため、一層心を引き締めて、この局面を乗り切って頂きたいと思えます。先月末、四国地方が梅雨入りし、田植えやホタルの乱舞など、夏の気配を感じる季節となりました。今年の梅雨は平年より降水量が多いとも予測され、豪雨災害の懸念が高まるとともに、新型コロナウイルスの第 2 波、避難所でのクラスターへの対策など、例年以上の対応が求められております。頻発する豪雨災害、未知の感染症、南海トラフ巨大地震、まさに災害の時代を迎えていることを念頭に、住民の安全の最前線に立つ者として、万全を期してまいるとともに、アフターコロナに向けた地域経済の維持に努めてまいりたいと考えております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分の報告 1 件、出資法人の経営状況の報告 1 件、継続費等の繰越計算書の報告 4 件、条例改正 5 件、補正予算 4 件、農業委員会委員の任命に係る同意案件 19 件となっております。詳細につきましては、議案審議の場でご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、2 番佐々木公博君、3 番原田公夫君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第２ 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る６月４日開催の議会運営委員会において、本日から１９日までの９日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から１９日までの９日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第３ 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第３、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第１２１条第１項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より、４月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第４ 行政報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第４、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 令和２年３月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りをしております行政報告をご覧ください。総務課。３月２日から５月１８日までの落札の状況でございます。入札件数が４６件、設計金額の総額が１億９,７８６万１千円、落札総額が１億６,０５７万３千円、落札率８１.２％でございます。①建設工事が１０件、②測量・建設コンサルタントが３件、③委託業務が２５件、④物品購入が８件でございます。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。企画政策課。特別定額給付金の給付状況でございます。基準日、令和２年４月２７日、給付対象世帯数９,３３５世帯、給付対象者数２０,１８５人。６月５日現在、給付世帯数８,４９８世帯、給付率９１.０％、給付総額１９億３,６５０万円でございます。保険健康課。砥部町新型コロナウイルス感染症対策本部の対応状況でございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県内においても感染者が発生したことから、砥部町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症対策や町内のイベント、施設運営の対応などについて協議いたしました。新聞折込によるチラシや広報、町ホームページ等において注意喚起や各施設イベント等の中止など、情報提供を行いました。６月５日現在の状況は、以下のとおりでございます。２ページをご覧ください。介護福祉課。介護療養型医療施設からの介護医療院へ転換した八倉医院に対し、介護基盤整備事業費補助金施設整備及び介護施設開設準備経費助成事業費補助金備品を交付し、施設整備の支援を行いました。内訳は以下のとおりでございます。

す。子育て支援課。(1)令和2年度の学級編制。5月1日現在でございます。保育所が、総園児数272人、部屋数が20室。認定こども園が、総園児数85人、部屋数5室。幼稚園が、総園児数67人、部屋数6室。放課後児童クラブが、総児童数291人、クラブ数9クラブでございます。下の表をご覧ください。3つの保育所の内訳は以下のとおりでございます。1番下の米印ですが、広田保育所、3歳児から5歳児までの室数につきましては5歳の欄にカウントしております。3ページをご覧ください。1番上の表が、砥部認定こども園の状況でございます。2つ目の表が、麻生幼稚園と宮内幼稚園の状況でございます。3つ目の表が、放課後児童クラブの状況でございます。1番下、(2)子育て世代包括支援センターでございますが、4月から中央公民館に安心して妊娠・出産・子育てができるよう、様々なニーズに対応する妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するための子育て世代包括支援センターを開設しました。4ページをご覧ください。(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応についてでございます。①子育て世帯臨時交付金は、支給対象者、児童手当の令和2年4月分の受給者等。給付額が、対象児童1人につき1万円でございます。②ひとり親世帯等臨時給付金は、支給対象者、令和2年4月分の児童扶養手当の受給者等でございます。給付額、児童扶養手当支給対象児童1人あたり2万円、支給対象者数193人、対象児童数309人でございます。建設課。主要工事の進捗状況でございます。(1)町単独事業、①町道仙波線道路改良工事、令和元年度からの繰越分でございますが、令和2年5月25日に完成いたしました。②町道日の出広瀬線道路改良工事、令和元年度からの繰越分でございます。進捗率20%。(2)災害復旧事業、町道樽山線道路災害復旧工事他17件、令和元年度からの繰越分でございますが、全体進捗率25%でございます。上下水道課。主要工事の進捗状況でございます。(1)公共下水道事業関係、令和元年度からの繰越分。面整備①高尾田区63工区、進捗率25%。②高尾田64工区、令和2年4月30日完成でございます。5ページをご覧ください。③高尾田区65工区、進捗率90%。(2)水道事業関係、令和元年度からの繰越分でございます。①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その32高尾田でございますが、進捗率25%。②砥部町上水道第6配水池進入道路工事、上原町、進捗率80%でございます。学校教育課。(1)令和2年度の学級編制、5月1日現在でございます。小学校、総児童数1,053人、学級数46学級。中学校、総生徒数602人、学級数20学級でございます。4つの小学校の内訳はご覧のとおりでございます。1番下の米印ですが、広田小学校の学級数欄は複式学級を低学年でカウントしております。6ページをご覧ください。1番上の表が砥部中学校の状況でございます。(2)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響について。3月4日から5月24日まで春休み期間を含むの間に、臨時休校とし、3学期の終業式や離任式を中止しました。休校期間中の5月11日から22日までは学校再開に向けた段階的な準備として、児童・生徒を2つのグループに分けた分散登校を実施し、5月25日から学校を完全再開いたしました。以上で行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 以上で行政報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は、35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから、発言してください。それでは、質問を許します。14番中島博志君。

○14番（中島博志） 14番中島博志です。議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。まず最初に皆様もご承知のように、新型コロナウイルスの感染により緊急事態宣言が発令され、長きにわたり自粛が続き、日常生活の中で精神的にも経済的にも大変な思いをされていたかと思われます。そんな中でありますが、先月5月の25日、国の緊急事態宣言が解除され、感染症対策は大きな節目を迎えることになりました。愛媛県におきましても、コロナ感染防止に向けた休業要請や、外出自粛要請が5月1日に解除・緩和され、県外出張の再開など、動きが戻りはじめた一方、3密を避けるのが難しい場所への外出や、医療、高齢者施設などへの面会は引き続き自粛が求められています。感染の第2、第3波への警戒が日々これからも続くものと思われます。感染の対策を常に意識しながら経済活動の日々の暮らしを守り、気を緩めることなくコロナウイルスとの長い道のりでの戦いと共存を模索しつつ、1日でも早い終息の道が広がることを祈りたいと思います。それでは、本題に入ります。質問に入らせていただきます。まず最初に、災害に強い森林づくりについてをお尋ねします。近年増大し、拡大化する異常気象が引き起こす豪雪・豪雨により土石流・山腹崩壊など大規模山地災害が発生し、大雨による河川災害の原因であります森林から流れ出た立ち木が土砂を堰き止め、その後河川や溪流の崩壊を助長し、生命の危機にさらされたり、生活のうえで被害を被るケースが数多く見られます。不在村森林所有者の増加や担い手不足により放置された森林や、急峻な地形・脆弱な地盤など条件不利地などでの発生が多く、今後、災害の未然防止につながる流木対策を含め、特に手入れの行き届いていない雑木林の森林整備を加速させるべきと考えます。近年、気象災害が増加する中、森林環境譲与税を活用した災害に強い森林づくりをどう進めていくのか、町長にお尋ねします。次に、更生保護を支える協力雇用主制度への考えについてをお尋ねします。国の再犯防止推進計画は平成29年12月に閣議決定され、翌年4月より都道府県において策定が進んでいます。推進法が成立し施行された背景には、犯罪を犯した者また非行少年だった者の中には、住居や就労先を確保できないまま出所する者や、貧困、孤独、疾病障害、厳しい生育環境など様々な生き辛さを抱えた者が十分な支援を受けることができず、再び犯罪を行ってしまう。そういう実態があります。犯罪を犯した者が、地域において円滑に社会復帰するうえで必要な支援を受けられるよう、愛媛県においても、今年2月に県再犯防止推進計画が新たに策定されたと聞いています。本計画には、犯罪や非行をした者を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れ、見守り、支えていくための環境整備を全力で進めていくとあります。また、県の

推進計画では取り組む施策として、就労や住居の確保、保険医療・福祉のサービスの促進、少年非行防止、修学支援などがあります。今後、県再犯防止推進計画に基づく、町として特に就労支援における協力雇用主確保への町長の考え方をお聞かせください。次に町内各小学校校舎トイレ洋式化の早期実現をお尋ねします。近年の生活様式の変化から、家庭のトイレでは洋式トイレが一般的と思われます。家庭の洋式トイレに慣れた児童にとって、和式トイレを使用することを避けるため、健康上の問題に繋がる事例も保護者よりお聞きします。また、いつ起こるかかわからない大規模災害などに対応した避難場所としての役割もあり、高齢者や身体的障がい者にとって、和式トイレは非常に使いづらく、苦痛さえ感じられることと思います。早急な対応が必要かと思われます。また、麻生小学校においては、校舎の洋式化率 30.8%と低い数値であります。今年度、洋式化改修予算が計上され、トイレ環境が著しく良くなるものと考えます。さらに来年度においては、宮内小学校校舎洋式率 38.8%のトイレ改修予定も計画されているとのことですが、体育館においては洋式化率が砥部小、広田小の 100%に対し、麻生、宮内小学校の体育館のトイレ洋式化率はまだまだ 33%台と低いレベルであります。そのような現状を踏まえ、体育館のトイレ洋式化については、今年度から来年度にかけて麻生、宮内各小学校の体育館洋式化率 100%への改修が予定されておりますが、砥部町、財政厳しい中とは思いますが、国の長寿命化改良事業など、様々な補助制度を最大限活用し、町内各小学校校舎トイレの洋式化を毎年度ではなく、早期に一括改修できないのか、教育長にお尋ねします。以上、質問お願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 中島議員のご質問にお答えします。はじめに、災害に強い森林づくりについてのご質問ですが、中島議員ご指摘のとおり、豪雨等により発生する近年の災害の多くは、長引く木材価格の低迷や担い手不足などにより荒れた森林や、その森林から流出した流木等が原因だと言われております。このような中、本町におきましては、平成 31 年 4 月に創設された森林環境税及び森林環境譲与税を財源として、希望する森林所有者から経営管理権を取得し、手入れの行き届いていない町内全ての森林を対象に、間伐等を行っていく予定です。特に、自然的条件等が極めて悪く、木材の搬出が困難な場所においては、針葉樹と広葉樹が混在する複層林化を図ることで、維持管理費用等を抑制するとともに、自然に近く、災害に強い森林に誘導したいと考えております。次に、更生保護を支える協力雇用主制度への考えについてのご質問ですが、不安定な就労が再犯リスクとなっていることは統計的にも明らかであり、犯罪・非行の前歴者の事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する協力雇用主制度の充実が再犯防止に大きな役割を果たすことは、十分に認識をしております。県では、協力雇用主の確保などについて愛媛県再犯防止推進計画の中で、松山保護観察所や特定非営利法人愛媛県就労支援事業者機構と連携して、県内事業者に対し、協力雇用主制度の仕組みの周知に協力するとしております。本町におきましても、県をはじめ関係機関の皆様と連携して、町内事業者に対し、制度の周知に協力してまいりたいと考えております。次に、町内各小学校校舎のトイレ洋式化の早期実現につきましては、教育長が答弁をさせていただきます。



○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 中島議員のご質問にお答えをさせていただきます。町内各小学校校舎のトイレ洋式化の早期実現をとのご質問でございますけれども、中島議員のご指摘のとおり、様式スタイルの変化等により、校舎のトイレ洋式化につきましては、児童生徒及び保護者にとりまして大きな関心事の一つであることは十分に認識をしているところでございます。学校施設の整備に当たりましては、安全安心な学校づくりを最優先に考え、町の公共施設長寿命化指針に基づき大規模改修工事に順次取り組んでいるところでございます。エアコン整備やブロック塀の補修など緊急に整備をすべき事案が発生しておりまして、当初の計画より遅れてはおりますが、どれも学校運営にとって重要な工事でございますので、限られた予算の中で優先順位を付けながら、トイレの洋式化については大規模改修工事が終了した後に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、中島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 丁寧なご答弁ありがとうございます。災害に強い森林づくりについて再度お尋ねしたいと思います。山地災害の原因として、先ほども申し上げましたように、流木や土砂の流出、森林ののり面の崩落、その対策というのはなかなか難しく難しいものだと考えております。現在町の間伐補助事業により、間伐森林管理が整備されています。流木の原因の一つであります、切り捨て残材、未利用材の処理の問題、それに加え、先ほどお話になりましたように、広葉樹・針葉樹の植林混の過密による地盤の脆弱さなどではないかと思われま。いずれにしても、森林環境税を活用した山地災害防止のため森林管理が今後とも必要かと思。そこで現在、山地残材や未利用材の活用において、バイオマスエネルギー材としての買い上げがあります。しかし、買い上げ額が1トン当たり7千円と聞いておりますが、搬出による買い上げの総経費が1トン当たり概ね1万500円となり、買い上げ価格からこれら経費を引きますと3,500円の不足となります。流木や山地崩落の原因の一つであります、切り捨て残材の処理搬出が事業主や林家において厳しい現状かと思われ。針葉樹や広葉樹など、雑木林整備に欠かすことができない作業道補助事業、現在作業道メーターでは平均1,200円前後かと思われ。しかし補助対象は、大体林齢40年以上の対象商品林のみだけが適用補助されています。それからこれらを考えると、針葉樹や広葉樹林の適用はされないものと考えますが、これらの新たな山地災害に備え、自然災害に頼る雑木林適正森林整備など、環境整備の取り組みが1番大事な問題かと思。森林環境税を活用したバイオマス発電への切り捨て残材や未利用材への搬出補助及び災害に強い複層林化など森林整備育成のための作業道開設整備補助への取り組みについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 中島議員さんのご質問にお答えします。森林が災害等に果たす役割はご案内のとおりでございます。現在間伐等を実施しておるわけでございますけれども、トンあたりの材の値段が低いというふうなことに費用が掛かるというふうなことは承知をしておりますし、現在バイオマスにつきましても、内子にある所へ砥部からもかなり行きよると

いうふうなことで、かなりこれも役には立っておるのではないかというふうにも思っておりますし、作業道につきましても、実質の補助の単価が低いのではないかというご質問もございました。今現在砥部町として、森林に入れておるお金というのは少なくないというふうに、農業、林業と比較いたしましても、林家の戸数に対する林家に対する補助というのは、かなりの割合を占めておるのではないんかというふうにも思っておりますが、これからも森林環境税、また譲与税の関係で、町が果たす役割が多くなってくるというふうにも思っておりますので、十分検討してこういったことに対象をしていきたいというふうにも思っております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14 番（中島博志） ありがとうございます。山地防災力を強化し、流木や山崩れ、地滑りによる河川災害や山地災害の防止は重要かつ早急な問題かと思われまします。特に手入れの行き届いていない森林の早急な手入れが必要かと思われましますが、森林の防災・減災に対し、計画的また実行性のある積極的な対策をぜひ検討していただきますようお願いを申し上げます。次に更生保護協力雇用主について再度質問をさせていただきます。地方公共団体における協力雇用主支援の取り組みとして、協力雇用主に対し、登録している事業主に対し、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した場合に、社会貢献活動や地域活動とし、入札資格審査や総合評価落札方式における優遇措置として加点するとありますが、砥部町においてこのような協力雇用主支援への取り組みはあるのか。また無いのであれば今後これら優遇措置についての取り組みについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。また、愛媛県においては、個人情報取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用することを検討するとありますが、合わせてそのへんの砥部町の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 中島議員の再質問についてお答えをさせていただきます。まず、入札制度につきましては、本町において加点という仕組みは作っておりません。協力雇用主に対する地域貢献度の加点の仕組みはございません。もう1点ございました会計年度任用職員を雇用することの検討ということでございますが、こちらにつきましても県の計画にございますように、検討してまいるといふ計画の位置付けでございましたので、県の雇用に対して職種であったり、内容等を緊密に連携をしてですね、今後砥部町としても検討してまいりたいと考えております。再質問についての答弁は以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14 番（中島博志） どうもありがとうございます。犯罪を犯した者が地域において円滑に社会復帰するうえで、必要な支援が受けられるよう砥部町においてもその取り組みが求められるものと考えます。犯罪を犯した者が地域の一員として社会復帰できるよう、関係機関や団体等、協力・協議しながら再犯防止への取り組みにご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。次に町内各小学校のトイレ洋式化についての再質問させていただきます。体育館のトイレについては、先ほども申し上げましたように、災害避難所としての機

能を考える時に、車いす使用の障がい者の方や、高齢者また妊婦の方、多くの多様な人が使用することを想定し、洋式化改修の中で1箇所でも多機能トイレの導入を考えられておるのか。また、合わせて小学校の校舎においても、各階あたり1箇所の多機能トイレの導入の考え方はあるのか。また、この洋式化に伴い、環境教育の一環として子どもたちからのワークショップの検討は考えてないのか、この3点をお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 中島議員さんの再質問にお答えをいたします。まず、多機能のトイレにつきましては、現在、中学校のほうにはもうすでに整備をされております。体育館につきましては、広田小学校のほうには多機能のトイレのほうが整備をされております。来年度宮内小学校のほうの改修を検討しておりまして、宮内小学校の体育館にも多機能のトイレが整備できるよう、今現在計画を進めているところでございます。また、校舎への多機能のトイレ、多目的トイレの設計につきましては、今後トイレの洋式化の時点におきまして、学校の中でスペース等の兼ね合いも出てまいりますので、また設計の段階で検討しながら進めてまいりたいと思っております。合わせまして、ワークショップのご提案も言っていたので、その点につきましても検討しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14番（中島博志） ありがとうございます。児童、子どもたちのワークショップについては、例えばトイレの色とか、またトイレ全体のデザインとか、そういう様々な子どもたちの意見を集約したり、また参画したりする中で、子どもたちが愛着を持てるような、また、楽しんでトイレに行く言うたら言葉がおかしいんですけど、そういう雰囲気の間を作るワークショップっていうのは大事なもんだと僕は思ってます。多様な意見に対応することで、子どもたちがまた、トイレに愛着を持ってくれるということは間違いないことだと思ってます。そういうことに十分厚意をいただき、トイレ洋式化への早期実現をお願いしたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君の質問を終わります。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。議長の許可を得ましたので質問させていただきます。私も質問の前に一言だけ新型コロナウイルスについて発言させていただきたいと思っております。今回は、砥部町もこれが1度進むんじゃないかと思ってたんですけども、現在のところ2名で止まっているということは、町長はじめ職員様の努力によって止めてるんじゃないかと思っております。私どもの支援者に代わりましてと言えはちょっと大きくなるんですけども、御礼申し上げます。これからはぜひとも、協力よろしくお願いいたします。それでは質問に入らせていただきます。まず質問1、過疎対策についてでございます。過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を制定して以来、4次にわたる特別措置法や制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を挙げております。しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、

耕作放棄地の増加や、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅し、危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しております。過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対しても、食料の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど、多面的・公共的機能を担っております。現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなっておりますが、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要と思われまゝす。そこで町長にお伺いいたします。まず1つ、国では、新たな過疎対策のあり方について検討を進めているとお聞きしております。今後、町としても過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の推進について。2番、住民が安心・安全で暮らせるよう、医療の確保、教育環境の整備等について。3、過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援についてよろしくお願い申し上げます。続きまして2番です。災害発生時等の情報共有についてお伺いいたします。近年、全国各地で大規模震災、大規模水害、大規模風害と想定を超える災害が頻発しております。内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにおいても、基盤的防災情報流通ネットワークが開発されました。このネットワークは被害が想定される地域や、被災した地域の様々な情報を迅速に整理し電子地図上に表示するものであり、平成31年4月から供用を開始となっております。このネットワークの活用により、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められ、避難所の避難者数、道路の通行止め箇所、給水拠点などを同じ地図上に表示し、物資支援等の配布においても最適な巡回ルートを選定することができ、災害廃棄物の収集においても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管場所、通行止めの箇所等の情報を表示することにより、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にいたします。そこで、被害時の被害を最小限に抑えるとともに的確な救援と迅速な復興を進めるとともに、基盤的防災情報流通ネットワークの情報を共有し、活用できるようにするべきと考えますが、町長のご意見をお伺いいたします。また、災害時応援協定を結んでいる関係機関・業者等の情報共有においてお伺いいたします。地域で災害が発生した場合、地元の建設業の皆様には、真っ先に復旧のために災害現場に駆け付けて頂いております。また、災害廃棄物の処理のために、産業廃棄物処理業者の皆様も、迅速に対応して頂いております。そこで、スマートフォン等を活用して、災害時応援協定を結んでいる関係機関・業者等の情報を共有するシステムの導入も有効と考えますが、町長のご意見をお伺いいたします。以上2つの質問について、よろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、過疎対策についての質問ですが、菊池議員ご指摘のとおり、法律の失効とともに終着するものではございません。特別措置法も今後どのようなようになるか現段階では分かりませんが、本町の過疎地域自立促進計画も今年度末で計画期限が切れます。今後5年間の新たな過疎計画の策定に向けて、現在、各課の事業計画を集約しているところでございます。まず、1点目の、産業振興、雇用拡大

につきましては、引き続き、地域の特性を活用し、観光・交流の拠点として峡の館を中心に、観光施設の効果的・効率的な運営や、権現山流しそうめん、じねんじょまつりなど、観光・交流人口の拡大に努めるほか、森林環境譲与税を活用した森林整備や担い手育成にも取り組んでまいります。また、子育て支援等の推進につきましては、昨年の10月からの3歳児以上の幼児教育・保育無償化に伴い、広田保育所においても無償化を実施し、また、幼稚園型での受入れもできるよう体制を整えたことで、就学前教育・保育の幅広いニーズに対応できるようサービスの拡充を図ったところでございます。2点目の、過疎地域における医療の確保につきましては、広田地区唯一の医療機関である国民健康保険診療所の運営を今後も継続し、地域に密着した医療をしっかりと守っていきたいと考えております。教育環境の整備等につきましては、私のあと教育長がお答えします。3点目の、過疎対策における情報通信基盤の整備につきましては、広田地域の通信環境面は、まだ十分ではございません。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、在宅勤務やオンライン診療、ICTを活用した教育環境など、新たな生活スタイルが求められているところであり、総務省におきましても、高度通信環境が不十分な地域の早急な環境整備を推進し、補助制度も創設しております。本町規模におきましても数億円単位での事業となりますので、今後、関係事業者と十分に協議を重ねながら、最善の方法を検討してまいりたいと考えております。次に、災害発生時の情報共有についてのご質問ですが、まず、基盤的防災情報流通ネットワークにつきましては、本町では、愛媛県が開発した災害情報システムを利用しており、県内の市町や、消防、自衛隊などの関係機関ともネットワークの情報共有ができるものでございます。このシステムは、現在、県において、さらなる高度化に向けた準備が進められており、国のネットワークとも連携ができるように検討されていると伺っております。システムの運用により、より円滑な防災対策に活用できるものと期待をしております。また、スマートフォン等を活用して災害時応援協定を締結した関係機関等との情報を共有するシステムを導入につきましては、ご提案ですが、スマートフォンアプリ等の活用につきましては、近隣市町の導入状況などを調査し、検討するとともに、既存のメールマガジンサービスや、協定先であるヤフー株式会社の防災アプリを登録していただくなど、まずは既存の情報ツールを活用した情報共有を図ってまいりたいと考えております。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。教育環境の整備等についてのご質問でございますけれども、へき地の地理的条件に左右されず教育の質を維持するためにはICT教育の導入が必要であり、これまでもタブレットパソコンを先行して広田小学校に導入するなど、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上に努めてきたところでございます。今後は、ICT環境のさらなる充実に取り組むとともに、築29年を経過いたしました校舎の長寿命化にも取り組んでまいりたいと考えております。また、学校は地域の活性化に大きく関わります。地元児童の減少が著しい広田小学校には、山村留学センターの存在は欠かすことができません。全国に高市地域、また広田地域の魅力を情報発信し、留学生の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁と

させていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。やはり私の考えのとおり、砥部町もどんどんと町長の指導により進んでいるということで、大変安心しております。過疎化についても、やはり、これからますます人口減少が起きますと、これは確実になるだろうと国は試算してるとおりだと思うので、例えば1人、2人いるとしてもその1人、2人に対して心温かい目を向けていただきたく思います。それで1番気にしていたのが、やはり医療のことで、診療所、やはり診療所にとっては住まわれる方がやはり運営的にどうだろうかとか、無くなるんじゃないかとかいう町民の方の心配がありましたので、町長もこれからは例えば診療所は維持していくというお答えが出たんですけれども、これからはまず、その医療については心配ないということを伝えたいので、町長もう1回だけその医療について、診療所のことよろしくお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 再質問にお答えをさせていただきます。先ほどもお答えさせていただきましたように、広田地域唯一の診療所でございますので、これからも引き続きしっかりと地域の医療を支えるために継続をしていきたいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。やっぱり住まれてる方がやっぱり医療の問題が1番心配だということなので、存続に向かってしっかりと過疎地の医療強化に向かってやっていただきたく思いますので、どうかよろしく願いいたします。まず、あと2番目の災害発生時のことなんですけれども、やはり当然私よりかは皆様のほうが先に進んでいるということで、県、それから国と連携して、このイノベーション構想もちゃんと取り入れる予定だということで、何かがあった場合は安心・安全に避難場所、避難箇所を把握し、避難通路が確保できるような準備もこれから追々できるのではないかと安心しております。ただ、今のところやはり皆様が心配されてるのが、もし今年避難があった場合に、避難場所のコロナ対策はどうなんだろうと、各自治体もいろいろと検討されとると思います。今までみたいにごっちゃに体育館でさあそれぞれ入れたらいいわいということじゃなく、やはりそういうことを心配しながら、まずコロナに対する防止策ということで、当然町もいろいろと考えられてると思ってますけど、もう1度その1点だけ、もしそういう避難場所が起きた場合、どういうような町長、コロナ対策をされているのか、その1点だけ再度よろしく願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員さんの再質問にお答えします。コロナ対策についての災害につきましては、質問通告にございませんので、アプリの関係がございましたけれども、ほかの方が質問がたくさんありますので、そこで答えはさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと。

○議長（政岡洋三郎） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。私の質問についてはすべて町長がこれから

もししっかりやっていくということでご回答いただいたので、安心してまた支援者の方にはご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（政岡洋三郎） 菊池伸二君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時40分です。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 議席番号9番大平弘子です。コロナウイルスの被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。2つ質問いたします。乳がん検診の受診率向上について。乳がんは、女性の14人に1人が発症すると言われ、女性の30歳から64歳の死亡原因のトップです。乳がんは、何の症状もなく、気が付いた時、つまり自覚症状が出た時には、内臓まで転移し手遅れになり、多くの女性の命を奪いますが、早期発見、早期治療をすれば90%以上が治癒します。乳がん検診については、砥部町の場合、40歳以上の女性には2年に1回の受診を推奨していますが、平成28年の国民生活基礎調査によると、日本の女性の乳がん検診の受診率は約45%で、外国に比べると低くなっています。本町における乳がん検診の受診率と乳がん発見率は何%でしょうか。また、受診率の向上に向けた対策について、町長のご所見をお伺いいたします。コロナウイルスの対策について。5月26日に愛媛県の緊急事態宣言が解除されましたが、未だに全国では新規感染者が確認されており、予断を許さない状況です。現在心配されるのは、経済の停滞による失業者の増加、収入減による生活苦です。今後も経済の悪化に伴い、失業者が増えると考えられます。今後、職を失った人達を支援していく考えはないか。町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員さんのご質問にお答えします。はじめに、乳がん検診の受診率向上についてのご質問ですが、大平議員がお示しになった国民生活基礎調査では、都道府県単位の受診率までしか公表されておらず、国の45%に対する本町の受診率は不明でございます。町が把握しているのは、町が実施する健診を受けた方のみですが、参考といたしまして、国が特に推奨する40歳から69歳の平成30年度における受診率は18.4%、がん発見率は0.29%となっております。続いて、受診率向上に向けた対策ですが、平成22年度から41歳の女性に対して無料クーポン券を配布し、受診勧奨を行うとともに、昨年度から、国民健康保険に加入している40歳から69歳の特定健診受診者に対し、5大がん検診のうち一つが無料になるクーポン券を配布し、受診費用の負担軽減を図っております。さらに、今年度スマホ等を活用した予約システムの構築を行い、受診しやすい環境を整え、受診率向上に繋げ

ていきたいと考えております。次に、新型コロナウイルス感染症の影響による失業者への支援はとのご質問ですが、国は国民生活を支えるための支援と影響を受けた事業者への支援として、給付金、支援金、補助金、融資等を行っており、雇用調整助成金、持続化給付金、制度資金の創設に代表されるように、まずは事業所の継続に注力しております。今の段階では、事業所を継続し、雇用を維持することで、失業者を抑制し、スムーズに経済活動を再始動させることが大事だと考えており、失業者に限定した対策には至っておりませんが、雇用対策を担うハローワークや関係機関と連携を図り、住民の皆様からの要望に応じてまいりたいと思います。以上で、大平議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君。

○9番（大平弘子） 受診を受けない理由として、男性・女性共に3つ挙げられるんですが、受診する機会が少ない、何の症状も心配なところもない、検診に行く時間がないなどですが、家族や身近な人たちが勧めたり、また、地域の会合で話をしたり、話題にしたり、受診のきっかけをたくさん作ってほしいと思います。新しい方法として、涙で検診ができるような方法が開発されたということですが、期待をしております。時間のない方には、これから受診しやすくなると思いますが、砥部町では30歳以上の女性の乳がん検診ができと言われておりますが、女性の皆さん、平均年齢が87.32歳、最高を更新しております。いつまでも元気でがんの早期発見をして長生きしてほしいと思います。コロナウイルスの対策についてですが、厚生労働省は貧困所帯の大学生、高校生の中途退学者を防ぐよう、家庭訪問や面談を行うよう伝達しております。働きながら、アルバイトをしながら勉強している学生に異例の休業補償をするとありますが、バイト先が労働組合に加入している企業で交渉次第となっており、ひとり親家庭、特に母子家庭では43%が収入が減少したと回答がありました。砥部町は大学生、高校生の支援の申し込みはありましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員さんの再質問にお答えいたします。現在、事業の継続ということに重点を置いて雇用対策についてはというご質問ですが、先ほどの学生さんのアルバイトの関係については、ちょっと問い合わせが来ておるかどうか把握しておりませんので、担当のところで答弁をさせたいと思います。

○学校教育課長（門田敬三） 大平議員さんの再質問にお答えをいたします。学校教育課のほうでは、高校生に対しまして奨学金制度を無利子でお貸しする制度を設けておりますが、大学生のほうは現在やっておりますが、奨学金に対する問い合わせ、高校生、大学生からは入っておりません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君。

○9番（大平弘子） 雇用情勢がコロナウイルスのために、悪化のために前年度より2割から5割ほど生活保護の申請が増加したと4月23日、共同通信が発表しております。福祉関係はリーマンショックを超える申請増加の可能性が大いにあると言われております。砥部町はどのような状況でしょうか。お聞きいたします。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。



○介護福祉課長（松下寛志） 大平議員さんの再質問にお答えをいたします。今回の新型コロナウイルスの関係で生活保護等の問い合わせであったり、申請が特に増えたというような状況は砥部町においてはございません。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君。

○9番（大平弘子） 砥部町はそれだけ困った人が少ないのかもしれません、全国的には困った人が多いと聞いております。農業関係では、5月中頃まで市場が閉まっており、一生懸命作った野菜を山積みの所もありました。コロナの関係は、農業関係にも広がっております。砥部町も年齢が高くなり、農業の跡継ぎも難しいと聞いております。町も大変だと思いますが、農業の方々の応援もお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員さんのご質問にお答えいたします。新型コロナウイルスの関係はいろんな業種にこれからも拡大していくというふうに考えられますし、農業に対する質問もほかの議員さんからも出ておりますけれども、今のところ際立った影響は出てないようでございますけれども、これからも十分精査して困っておるところがありましたら、町としてはできる対策を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君。

○9番（大平弘子） ご丁寧な返事をいただきましてありがとうございます。聞いた限りでは納得いたしましたので、今後とも砥部町の支援をよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（政岡洋三郎） 大平弘子君の質問を終わります。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄です。今回は2点質問を提出しております。まず1点目は、他の議員の皆さんからもたくさん質問が出ておりますが、私も新型コロナウイルス対策に関して、1点予定をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症緊急対策として、この砥部町でも5月の臨時会で可決しました、町独自の各種補助金・給付金につきましては、町民に大変喜ばれたのではないのでしょうか。特に特別定額給付金10万円については、かなり早くそれぞれ皆さんに手元に届いて、もう届いたよというような声も寄せられております。さて、5月の24日に緊急事態宣言が全面的にこれは国のレベルですが、解除されましたが、これは多くの国民の休業や自粛要請に応えた大変な努力の結果であり、医療関係者が連日昼夜を問わず奮闘された結果だとも思います。これは町長も最初の挨拶の中でも同じようなことを述べられました。まったくそうだと思います。しかし、感染が終息したわけではないということは、皆さんもご承知のことでしょうし、さらなる感染の波が生じるとの予測もあり、すでに発生もしておるようでございます。それをいち早くキャッチして、適切な対応をとることが必要ではないかと思います。そのためにも、今の時期にPCR検査体制を強化すること、また、医療現場へ財政支援を行うことが必要不可欠ではないのでしょうか。PCR検査体制の強化と医療現場への財政支援について、国に働きかけていくというお考えは町長におありでしょうか。これはやはり全国がそういうレベルにならないと確かに砥部町は発生症例等々は少ないですが、これから移動もどんどん国内、国外増えてまいります。そんな

ってくるとやっぱり砥部町でも感染者が増えるという可能性もありますので、ぜひこのようなことを、もっともっと強化したいというふうに思っておりますので、国への働きかけをしてほしいなというふうに思うので、町長にお尋ねをいたします。合わせて、宣言が解除されたからといって、すぐに補償をやめてしまってはいけないというふうに思います。これまでの補償は今回の補正予算で一定改善もされてきておりますが、まだまだ不十分なところもあり、特にこれからは新たな生活様式を求めていく以上、自粛に伴う町民の生活補償はセットにして考えるべきではないでしょうか。町民の不安解消や安心して生活できる環境作りというのを念頭に、今後の第2波への備えとして、独自の生活支援を行うお考えはないでしょうか。町長にお尋ねします。もう1点は、3月議会でも取り上げさせていただきましたが、旧サレガランドプラーナ跡地の開発に関係したことでございます。旧サレガランドプラーナ跡地の開発に反対する運動がその後町内で広がってきております。反対運動の団体が4月の16日に、県に対して、旧サレガランド開発計画中止を求める申し入れを行いました。回答は来ていないというふうにここでは表現させてもらっておりますが、実はこの一般質問の通告をした直後なんですけども、一旦は事業者が修正を取り下げたというふうな情報が入りましたので、ここでこの文章の訂正を実施いただきたいというふうに存じますが、議長よろしいでしょうか。はい、議長の許可も得ましたので、表現上はですね、ここでは回答がなかったというふうにありますが、今言いましたように、その後すぐ、直後に事業者が引き下げたというふうなことでしたようなので、このように訂正させていただきます。そして県への申し入れ後、町内、私が聞いたところでは、8千枚近くを各個別に配布をしました。そうすると町民からそういうことは知らなかった。もっと多くの町民に知らせてほしい。それからこういう運動に私も参加したい。町に全体の住民説明会をするように言ってほしいなど、様々な反応が寄せられているようです。私にも、実は名字だけ書いててわからないんですが、その方から県がすることだということで、当事者であるトップが回避しているんじゃないかというふうなことで、無責任ではないかというふうな表現のファックスが届きました。私は町長が別に無責任だというふうには認識はしておりませんが、町民からそんな声もあったというふうなことはちょっと紹介をさせていただきたいと思います。また、5月の11日には、県と町と事業者が話し合いをしたようなんですが、聞いたところではこの時点で県のほうからも少し取り下げをしたらどうだというふうな提案もあったようなんですが、この時点では事業者は取り下げはしないというふうなことだったようなんですが、先ほど言いましたように、現時点では申請は1度は取り下げているようです。いずれにしても事業者は引き続いて開発をしたいというふうなご希望のようなんですが、この事業に対して、今後何か取り組むようなお考えはないのか、町長にお伺いしたいと思います。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。新型コロナウイルス対策についてのご質問ですが、はじめに、PCR検査体制の強化と医療現場への財政支援に係る国への働きかけについてですが、それぞれ実施主体となる県に確認を行いました。まず、PCR

R検査体制につきましては、今後の感染第2波に備え、検査装置が増設されるとともに、検査人員についても愛媛大学等から応援を得るなど、体制強化が進んでおります。また、医療現場への財政支援につきましては、医療崩壊を防ぐため、国の補正予算に即応しながら、設備や各種衛生用品の調達などの予算措置を講じており、今後も国の施策と連動しながら、必要支援を継続するとのことでした。これらのことから、県が適切な対応を実施しており、現時点で町として国に働きかけていく考えはございません。次に、独自の生活支援についてですが、国では、第2次補正予算案として、緊急小口資金等の特例貸付の大幅拡充をあげ、生活困窮者等への支援強化に取り組むとしており、これらの支援窓口を設置しております社会福祉協議会との連携を密にして、支援を必要とする町民の皆様の相談に当たりたいと考えております。5月の臨時議会で可決いただいた町独自の支援策につきましても、順次手続きを進めており、本議会では、県補助事業を活用した新たな支援として、就学援助対象児童生徒の保護者への支援経費を追加要望させていただいております。経済への影響の長期化が懸念される中、事業者につきましても、国の支援策を補完するかたちで、独自支援を行っており、今後も、町として取り組む支援策を積極的に実施してまいりたいと考えております。最後に、旧サレガランドプラーナの跡地の開発についてのご質問ですが、昨年11月に、土砂等埋立開発事業に係る許可申請が県に提出されて以降、事業者と地元行政区等で協議を重ねてまいりましたが、両者が納得できる結論に至らず、許可権者である県の指導のもと、令和2年5月25日付けで申請の取下げ書が提出されたとの報告を受けました。今後、事業者と地元行政区等におきまして協議が整い、再度申請ということも考えられますが、本町といたしましては、住民及び利害関係者の不安解消のために、事業者に対して住民説明会の開催を要請するなど、可能な範囲で適切な指導に努めてまいりたいと考えております。以上で、佐々木議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 1点目のところでは、県が主体的にいろんな拡充の手を打っているというふうなことをお聞きしました。少し私も調べてみたんですが、1つは日本の人口当たりのPCRの検査の数っていうのは、皆さんもご存じのように本当に外国に比べると桁違いに少ないというふうなことが言われております。たとえば韓国は日本の8倍、アメリカは14倍、欧州諸国は20ないし30倍というふうな数字が出てるようです。それからこれまでのように強い症状が現れた有症者に限定して自動的に検査を行うのではなく、無症状者も含めて検査対象を適切かつ大規模に拡大し、先手を打って感染防止を拡大するために、PCR検査能力の現在の2万件から10万、さらには20万件に引き上げるというふうなところまで、果たして国のほうが考えてるのかどうか分かりませんが、そういう提案も全国のすべての知事さんではないんですが、知事会の18都道府県だと思いますが、知事さんたちからそういう要望なんかも出されてるというふうなことも聞きました。それから特に今回は医療機関や介護福祉施設でも集団感染が各地でやっぱり発生をいたしました。特にこの医療や介護、福祉の現場の安全と安心を確保するために従事者と入院患者、入所者にPCR検査を積極的に実施できるという体制を整えることも必要だと思います。これは、第2次補正予算の中でもかな

り進んできてることではないかと思います。あと、日本医師会の有識者会議がPCR検査が進めなかった最大の理由は、国から財源が全く投下されていないというふうな指摘がありました。PCR検査センターの設置維持に必要な予算をこの有識者会議では4,694億円と試算しているようです。しかしところが、この第2次補正予算でのPCR検査体制の整備は366億円にしかすぎません。今後どの程度の感染がどれくらい続くかにもよりますが、やはりこの366億円では桁が違うんじゃないかというふうに私は思います。そういうふうなことからですね、改めて県のほうにもぜひ町長、国の数字が、要は桁が違うんじゃないかというふうなことを伝えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員さんの再質問にお答えします。感染症対策といいますのは、我々町村じゃなくって、県というふうなこと、国と県の対応で、いろんなことが言われておりますけれども、私共、そういうふうなところ、わかりにくいところがたくさんございますので、今のご質問みたいなのが国のほうでどんどん議論をしていただきたいというふうにも思っておりますが、そういったことでかなり愛媛県としては、かなり頑張った対策をしていただいとるというふうに思っておりますので、私どもがこうだあだというのはなかなか言いにくいところがございますので、佐々木議員さんの国のほうでも頑張っていただいたらというふうに思っております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 関連してですね、財政の支援面で日本病院会など、3団体が調査したデータがあるんですが、コロナ患者を受け入れた病院は4月は平均で1億円台の赤字になったと。大学病院の調査でも全国の80の病院で、年間にすると5,000億円程度の赤字にもなると。それが直接コロナ患者に対応していない病院や診療所でも大規模な受診の抑制によって経営危機が深刻化してるようです。東京保険医協会の調査では、4月で93%の診療所が収入減を訴えて、そのうち30%を超える診療所は5割以上の減収になったというふうなデータもあるようです。そういう実情も踏まえてですね、やはり財政的な支援もこの第2次補正予算でも出されておりますが、やっぱり少ないかなと思います。それからさらにですね、特に医療費の削減それから社会保障費の抑制がこの間ずっと続いております。我が国の保健・公衆衛生の体制は本当に弱体化してしまってるんじゃないかと思います。大阪府の元知事の橋下さんが、私があんなにしてしまったなどというふうな談話なんかもありましたが、例えばああいうふうなかたちでどんどん保健所や医療機関を縮小縮小というふうにしてきたのが国のほうでもそういうかたちですつときております。保健所はこの30年間で約半分に減っております。職員の定数は7千人減らされております。地方衛生研究所の予算や人員も、国立感染症研究所の予算、人員も全国的にこの間減らされてきております。これらのことを考えると合わせてと言いますか、保健所の予算を増やすとか、人員体制を増やす。地方衛生研究所、国立感染症研究所の予算体制を抜本的に変えていく等々も考えられます。このようなことも併せて県を通じてですね、提案をしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。あと、自粛と一体の補償という関係で、これはずっといろんな所で多くの国民皆さ

んが声をあげ、政治を動かしてきたんじゃないかなというふうに思います。一律 10 万円の給付だとか、先ほど町長も言われましたが、雇用調整の助成金の引き上げ、それから財政支援まで今回出されております。まだまだ、改善すべき点はあると思いますが、まずは全国的にはですね、支援が届かない、そういう所が多いというふうなデータも出ております。それでですね、ちょっとお尋ねしたいんですが、5 月に可決した町の独自支援の具体的な利用状況ですね、雇用維持助成金、それから中小企業者等経営安定補助金、利子補給、この 3 点について、まだ日はそんなにないんですけども、問い合わせなり、具体的に対応した数というのは把握されてるのでしょうか。これは担当課の課長になりますか。教えていただければと思います。

○議長（政岡洋三郎） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） 佐々木隆雄議員の再質問にお答えいたします。まず、5 月の補正で認めていただきました補助事業等についての実績について今のところの実績をご報告いたします。中小企業経営安定補助金につきましては、今のところ申請が 29 件上がっております。補助金の金額としましては、1,300 万円の申請が今上がっております。あと、利子補給についての実績ですが、利子補給につきましては利子補給はリアルタイム方式というのと、あと、清算した後で補助金を支払うという方法がありますが、砥部町のほうは後で支払っておりますので、最初に融資を受けられた方が立て替えて払っていただいて、後で支払うということになりますので、実績としては上がっておりません。以上で質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） この 29 件の今の中小企業経営安定補助金の 1,300 万の申請で、これはもう、具体的には対応したということなんですか、まだ申請が出てそれをなんか例えば審査してるだとかそういうことではないんですか。

○議長（政岡洋三郎） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えします。申請、今言いました 1,300 万につきましては、申請額です。実際に給付しているのが、確定というか実際に交付されてるかどうか、まだここで確認できておりませんが、確定しておりますのが、1,200 万円が確定しております。今後、概算払いをしていただいておりますので、概算払いの請求をしていただいておりますので、それに基づいてお支払いしていくということになると思います。以上でご質問にお答えします。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 素早い対応というふうなことでやっていただければと思います。今国会なんかでもなかなか、さっきも言いましたように、申請してもしてもなんか書類を返されるだとかですね、多くの方がまだ届かないぞみたいなこともあるようですので、砥部町では、極力早く対応をしていただけるというふうなことで、これからも頑張っていただきたいと思います。サレガランドのプラーナの関係ではですね、一度申請を取り下げはしたというふうなことなんです、私のところに届いてますというか、情報によりますと川登地区では

この6月の20日、21日に地元説明会を行い、21日にはもうすでに開発業者が実際に今埋め立てをしている土地にバスで皆さんをご案内したいというふうな連絡も入ってるようなんですが、該当する地域でそれぞれの受け取り方は違うようなんですけれども、最初に言いましたように、業者さんはやっぱり改めて申請を出してくるというふうなことになるようです。改めて整理をしてみたんですけれども、この事業に関してですね、生活環境保全のところでの問題点として住民の皆さんが言ってるのは、土地に混入する有害物質、そういうものによる流出水、それから地下水の汚染、やっぱり可能性、危険性があるんじゃないかと。それから搬入する車両の騒音だとか振動、粉塵、これはかなりなもんだと。具体的な数字で44台が平均ですけれども通るということですから、行ったものは帰ってくるわけですから、88台が家の前を通りますというふうな方が結構おいでになるんですね。そういう方からそういう心配が出ております。それから、自分の所での環境監視と言いますか、自分の所でこういうデータが出ましたというふうなことだけど、果たして信ぴょう性があるのかどうかやっぱり不安なんだと。これは、ある所ですね、水質検査を予定していた所じゃない所のデータがですね、出てきてしまったというふうなことで、砥部町の団体の話し合いの中でもそんなことをするのはけしからんというふうなことで、かなり参加者の皆さん方からのそんなことでもいいんかと非常にお怒りの声が出たというふうなこともあるんですが、それに生活環境上の問題でそんな指摘がされております。それから住民の生活上の問題、安全の確保という点では、先ほど言いましたように毎日いいですか、平均で44台の大型車が通行するというふうなことで、やっぱり交通事故の可能性っていうのは否定はできないんじゃないかというふうにも言われてるようでございます。それから、埋め立て後、リゾート開発の考えもあるというふうなことは、これは全員協議会なんかでも示されておりましたが、スキー場に適したということですから、北向きの斜面だと思うんですけれども、そこをリゾートに本当に使えるんだろうかというような声も出てるようです。それらのことも含めまして、あと、改めて申請が出てきた時に今のような町民から出されての私なりにまとめてみたんですけれども、愛媛県の土地条例の第11条では、事業者から申請が出されると県が市町、市、町ですね、の長、砥部町の佐川町長にも意見を求めるというふうになるんですが、その期間が2週間というふうにも条例でなってるようなんですけれども、今言いましたように、住民の不安がたくさんある中で、町長として何か事業者やまた町民に対してそういう不安や心配を払拭していただく、そのような対応っていうのは考えていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。まず、埋め立て地のリゾート開発というのは私は一つも聞いておりませんので、お答えしようがございません。それと生活環境の保全でありますとか、地下水の汚染でありますとか、車の騒音でありますとか、内容は土砂を捨てるというところの申請でございますので、そういった心配はあくまでも心配だろうというふうに思っておりますし、そういった調査は当然県の許可の中でもありますので、先ほどもお答えをしたように地元の皆様方と事業者とで十分話し合いをしていただきたい。町としてもそのことに関していろんな住民の皆様方の心配の払拭については関われる

範囲で関わりたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 極力町民から声が出てるということを念頭においていただいて、また、これからもそれぞれいろんな所で、この運動が広がっていくのではないかとというふうに私は思ってるんですけども、そうなってくるとやはり、町としてもしっかりと業者に対して町民の声を真摯に聞きなさいというふうなことだとか、また町のほうからですね、町民に対してもっと幅広く意見を聞くような機会を作るために努力をしていただきたいというふうな要望を添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時24分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 3番原田公夫でございます。今回4点質問をさせていただきます。まず第1点目、子どものゲーム依存症対策の取り組みはでございます。香川県では、ネットやゲームの過度な利用が学力や体力、視力の低下、引きこもりなどを招くと問題視し、県ネット・ゲーム依存症対策条例が議員提案され、3月に可決されました。内容は、子どものゲームの利用時間を平日60分、休日90分までとし、スマホの使用を中学生以下は午後9時まで、18歳未満は午後10時までとしています。違反しても罰則はありませんが、ルールを遵守するよう、保護者に努力義務を課しています。今回、新型コロナウイルスの影響で外出自粛要請が出され、家庭内で過ごす時間がほとんどで、ゲームでストレスを解消している子どもも多かったと思いますが、本町においては、子どものゲーム依存症対策について、どのような取り組みをしているのか、教育長にお伺いします。2点目、引きこもり8050問題への対応はでございます。内閣府が昨年3月に公表した調査結果では、40から64歳の中高年の引きこもりは全国に推計61万3千人で、15から39歳の若年層の推計54万1千人を上回っています。引きこもりが高齢化、長期化し、本人が50代、親が80代となり、親子で生活に困窮する8050問題が顕在化しています。引きこもりを中心に介護、困窮といった複合的な問題を抱えている家庭に対応するため、厚生労働省は市区町村の体制整備を促す方針を決め、市区町村が取り組むべき施策として、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談体制の整備、2点目、就労支援や居住支援、居場所の提供など、社会参加に向けた支援、3番目が住民同士が支え合う地域づくりを挙げ、こうした取り組みを一体的に進める市区町村を財政面で支援することとなっています。本町では、8050問題について、どのような対策をとっているのか、町長にお伺いします。3点目、新型コロナウイルスの影響はございま

す。新型コロナウイルスの影響による生活習慣の変化により、家庭でのオンライン利用が急増しています。一方で、コロナ離婚など、家庭内でのトラブル等が取り沙汰されています。通常の生活に戻っても、テレワーク等を可能な限り実施する企業等もあるようです。外出自粛や3密回避の要請により、本町の場合、町民の生活にどの程度影響が出ているのか、また、学校が休校になり給食が中止となったため、農業にどの程度影響が出ているのか、町長にお伺いします。4点目、災害時の避難所における3密回避対策は。梅雨のシーズンを間近に控え、新型コロナウイルスによる災害時の避難所の3密回避について、国は4月に、災害が起きた場合、通常より多くの避難所を開設するよう都道府県に通知をしました。こうした中、徳島県では、小中学校の体育館などの指定避難所に加え、サブ避難所として消防団の詰所や民間の事業所を活用する方針を市町村に示しました。本町ではどのような対策を検討しているのか、町長にお伺いします。以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、子どものゲーム依存症対策の取り組みについてのご質問ですが、私の答弁のあと、教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。まず、8050問題に係る町としての対策についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、近年、引きこもりの高齢化、長期化が顕著であり、本町においても、保健師などが関わっている中高年の引きこもりの方が9名おられます。対策といたしまして、訪問や保健センターでの相談事業を実施し、当事者や家族が、保健師又は精神科医師に相談できる体制を整えており、これまでに16名の方の居場所の提供、就労支援につながっております。今後は、当事者や家族からの情報に限らず、地域からの情報などにも視野を広げ、8050問題を抱える方に対する支援を、さらに充実してまいりたいと考えております。次に、新型コロナウイルスの影響についてのご質問ですが、まず、外出自粛や3密回避の要請により、町民の生活にどの程度影響が出ているかについてですが、一番は、旅行や外食などの外出が激減したことだと思われます。このため、一時期、町内の活気が失われたように感じられました。一方で、マスクの着用や手洗いが日常化し、町民の衛生意識が高まったと考えております。この影響は一時的なものではなく、町民一人ひとりが取り組む感染症対策として、今後定着していくと思っております。また、テレワークにつきましては、本年4月における愛媛県の実施率は約5%にとどまっており、影響は限定的だったと思われます。小・中学校、幼稚園の休校等につきましては、緊急事態宣言の発令、町内の陽性患者の確認等に伴い、対応の変遷を余儀なくされましたが、必要最低限の受け皿として預け入れ措置を設けていたことで、苦情や是正を求める声が挙がらず、保護者の負担は最小限に抑え込むことができたのではないかと自負しております。次に、給食の中止に伴う農業への影響ですが、各農家は出荷時期を遅らせたり、出荷先を変更するなど、柔軟に対応しており、現時点で、本町の農業への影響はないものと考えております。最後に、災害時の避難所における3密回避対策についてですが、近年発生した風水害では、本町が指定する28箇所の避難所のうち、多い時で7箇所の開設にとどまっており、1箇所当たりの避難者数も少数となっております。このため、初期段階では、多様なスペースの確保が可能となる学校施設での開設を基本とし、受付時に



における体調不良者の確認や避難スペースの分離を徹底するとともに、避難者数の推移に応じて、学校以外の指定避難所への分散を検討してまいりたいと考えております。現在、感染症対策を盛り込んだ避難所開設・運営マニュアルの見直しも進めており、国、県の対応方針を踏まえ、適切に避難所運営を行ってまいりたいと思います。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員のご質問にお答えをいたします。子どものゲーム依存症対策の取り組みについてのご質問でございますけれども、世界保健機関が昨年、ゲーム障害を新たな国際疾病といたしまして正式に認定をし、ゲーム依存症への国際的な関心が高まっております。ゲームの長時間利用は、日常生活や学校生活に大きな影響を与えることから、学校におきましても対応していくべき重要な課題であると考えております。本町では、これまで道徳の授業や情報モラル教室などにおいて、外部指導者によるゲームに関するトラブルの講演や文部科学省が作成しました教材などを活用いたしまして、ゲーム依存による健康問題やオンラインゲームによる金銭トラブルなどについて指導を行っております。子どもをゲームの依存から守るためには、第一義的には保護者がその責任を有しており、家庭でのルール作りと保護者の関わりが最も重要であると考えております。そのため、保護者に対しましては、ゲーム依存症に関する必要な情報を発信するとともに、様々な機会をとらえ研修を実施するなど、保護者への働きかけも行なってまいりたいと考えております。現在のところ、保護者や児童・生徒からゲーム依存症に関する相談は受けておりませんが、今後の対応といたしまして、学校における相談体制を整備しておく必要もあります。教員やスクールカウンセラーなどの相談員がゲーム依存症を正しく理解し、悩みや不安を相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、症状の度合いにより、実情に合ったサポートが行えるよう、必要に応じて学校医や医療機関との連携も図ってまいりたいと考えております。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 1点目の子どものゲーム依存症対策ということで、学校で的確に対応していくと。家庭でのルール作りや情報発信をきちんとしていくと。あと、講演や文科省の教材を配布して対応しておるということで、現在は相談はないというようなことで、砥部町としてはまだそういったことがないというのでいいんではないかというふうに思いますが、この香川県の例によりますと、時間設定を条例でしたということで、親にとっては、条例があるとそのことを子どもに時間を守ることが言いやすいと、そういう意見が、目安ということと言いやすいという意見がある一方、家庭内で決めれば良いことであるので押し付けるなとか、そういった反対の声もあるようでございます。また、先日新聞に出ておりましたが、高松市の親子が条例を作った県を相手取り、計154万円の損害賠償を求める訴訟を起こすことを方針であったとか、そういったようなことも言われております。やはり、先程言われておりましたように、ルール作りで理解が深まるということは大切なことだと思いますが、その研修とか資料とかで学校の先生とか父兄が、現在は啓発というようなことではありますが、

具体的にその研修会とかをどういうふうな感じで行うように計画をしておるかとかいうのをもし分かればお伺いしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 原田議員の追加質問に対する答弁をさせていただきます。まず、児童生徒につきましては、教育長の答弁の中にもございましたとおり、外部指導者等を招きまして、道徳の授業や保健体育の時間などにおきまして、また、情報モラルの教室などを活用いたしまして、ゲーム依存症に関する健康問題や金銭トラブル等でルールを守るといようなことを指導をしております。また、保護者に対しましては、今後PTAの総会でありますとか、地域の集まる会でありますとか、いろいろな機会を活用いたしまして、啓発のパンフレットや、また、研修の機会を検討してまいりたいと考えております。以上で答弁させていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 先日、新聞に出ておりましたが、家庭用ゲーム機、この3か月間の休みの間にかなり売れておるようでございます。やはりゲームをしておる時間が長いということで、私の孫も任天堂のスイッチいうんですか、そういったものを使って家へ来ておる間も必ずゲームやってました。ただ、最近の機械がすごいんだと思ったのは、親が自分のスマホで、仕事に行ってますけど、そこからインターネットを使って、そのゲーム機をリモートコントロールいうんですかね、1時間しかゲームはできませんとかいう設定ができるということ、子どももそういうことが1時間できるからあと何分残っておるとか言いながらやってました。やはり、各親がそういったことができる環境があれば、長い時間やらなくて済むんじゃないかということを思っておる訳でございます。教育評論家の尾木さんですか、あの人がゲームに依存する子は家庭や学校などで孤立していることが多いので、それを防ぐ取り組みや課金制限などが必要であるというようなコメントもしておるようでございます。やはり、ゲームに依存するという子が特に多いかどうかというと、それは感覚の問題だとは思いますが、別の調査、厚生労働省の研究班が実態調査しとった訳なんです、10歳から29歳の若者の1割近くは平日に4時間以上ゲームをしていると。このうちの3割が6時間以上しておると、本当にもう、3割が6時間以上しておると。学業や仕事に影響が出たり、腰痛や目の痛みなど肉体的な問題が起きたりしてもゲームを続けていたと。この調査は昨年1月から3月、全国10歳から29歳、9千人を対象に行われまして、回答率は56.6%であったと。過去1年間でゲームした人は85%、このうち平日で1日あたりのゲームに費やす時間が4時間以上6時間未満の人は7%、6時間以上は3%、休日には4分の1の4時間以上ゲームをしていたのが多いと。男性に限るとその3分の1以上を占めたと。ゲームをやめなければいけないのに、やめられないと答えたのが1時間未満で22%、6時間以上で46%、平日に6時間以上ゲームをしている人の4人に1人が生活で一番大切なのがゲームと答えた。学業や職業に支障が出てゲームを続けていたということでございます。さらに、4割は肉体的な問題や睡眠障害、憂鬱や不安などの心の問題が起きてもゲームを続けていたと。そういった調査結果が出ておるようでございます。愛媛県ではそこまで深刻な状況ではないのか

もしれませんが、今後そういったことも起こり得ると。現在はたまたま3か月ほど新型コロナウイルスで家庭内に居る時間が長かったということでストレス解消の部分もあったのかもしれませんが、今後2次、3次と、また起こることも可能性としてない訳ではないので、引き続きこの対策については子どもさんや保護者にきちんと指導や啓発を行っていただいて、そういった事態に陥らないように教育委員会としても十分に対応していただきたいと、今以上に対応していただきたいというふうに思います。まだ具体的にそういったことが対応の現実的な部分がないかとは思いますが、機会あるごとに忘れないように、1回やるだけではなく、ずっと引き続き行っていただきたいというふうに思います。先日の新聞で、家庭用ゲームの巣ごもり特需ということで、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛でゲーム市場が絶好調であると。そのゲーム雑誌の関連本を調べておきますと、国内3月から5月のゲーム機とソフトの販売は3か月連続で前年を上回ったと。3か月連続の増加というのは約13年振りだということで、考えてみますと以前、私も記憶があるんですが、プレステとかそういったことがそんなに前だったかなというような気もしておりますが、金額にしますと5月のゲーム機の売り上げは113億円で、前年同月比55.3%増、任天堂のゲーム機、任天堂スイッチが35万5千台、ソニーのプレイステーションが4万8千台と。ゲームソフトも135億3千万円売れたということで、前年同月の2倍増と、こういったことが載っておりました。電気屋さんでも、こういった特需に合わせて家庭でそういったゲームができる環境整備ということで、パソコンもよく売れたと。いいこともあったようでございますが、経済活動として。それだけではなく、やはり子どものことも考えて、こういったことがいい方向だけであるように対応をお願いしたらと思います。先程PTAとも協議ということでしたが、その辺も踏まえて、ゲーム依存症対策としては、やっぱりネットやゲームの依存をなくすためには、やっぱり子どもの居場所づくり、生活目標を持たせるということで、そのあたりを十分対応してもらいたいと思います。一応、ゲームの依存症対策につきましては、これからある程度対応していただくということなので、良くなるようにお願いしまして、次の引きこもり8050問題の対応ということでございますが、現在、本町ではすでに対応が進んでおるというような感じに聞き取れました。人数も本町で実際9人いらっしゃるということで、相談事業で16人の居場所の提供とかを、就職等の支援とか、そういったことも行っておるというようなことで、なかなか良く対策が進んでいるのではないかとこのように思います。結構この8050問題というのは引きこもりや親の介護、病気などを背景として子どもが社会参加できていないという問題でございますが、一般的には親がそのことを恥と受け止めておって、他人に助けを求めないというようなことが多いようでございます。各家庭においても支援の仕方がいろいろ違うということで、オーダーメイド型の支援というようにも言われております。先程本町で9人、保健師とかで見つかったというようにございまして、相談事業とかで見つかったというふうに解釈してよろしいんでしょうか、それとも、こういった行事ごとで実際にそういったことが確認できたのか、分かればお伺いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 原田議員さんの再質問に対してお答えをいたします。答弁の

中で申し上げた現在関わり中の9名なんですが、そのうち4名は保健センターへの相談で関わりがスタートした方です。残りの5名については、地域包括支援センターでケアマネさんが見出したというか、相談に応じたのがスタートです。合計で9名となっております。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 保健センターの相談とか、そういつて来てくれることはよろしいんでしょうけど、先程言いましたように、親が恥と思って言わない場合にはなかなか見つけにくいということで、包括支援センター等でもそういったのを支援員が見つけて対応していくという必要があるんじゃないかと思っております。この問題につきましては、昔は40、70とかいうのがだんだん長引きまして50、80というような状況になっておりますが、またこれをもっと長くなると、長寿化の影響でもう一つ上の段階に行くようなことも懸念されます。引きこもりの子どもさんというのは結局無職というのが多いんで、独身の子が高齢の親の収入に頼って同居する中で孤立していくというようなことのようにございますが、やはり居場所づくりのために、いろいろ対策が講じられておるということで、難しい内容ではあると思いますが、これからいろいろ大変な時期になってくるんじゃないかと。正式に省も翌年度ぐらいから正式な取組みを始めるような対応だったというふうには思っております。16年度からモデル事業を実施しておりますが、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業というようなことでモデル事業を実施しておるようでございますが、19年度は200自治体が行き組んだと、昨年ですかね。これでいろいろ先進事例として今後マニュアル化の策定や研修を通じて全国展開を図るというような方針でございますが、愛媛県でもこの19年度の208の自治体の中に愛媛県が3つ、そのモデル事業をやっております。愛媛県と宇和島市と伊予市、近い所でございますが、担当の所でそのモデル事業を見に行ったりするようなことは予定されておりますか。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 原田議員さんの再質問にお答えをいたします。おっしゃったようなモデル事業については、まだ何も詳細について確認をしておりませんので、本町の参考になるような事例でありましたら積極的に保健師等が視察や研修に行きたいと思っております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） まだモデル事業ということで詳細が分からないから分かればというような、質問内容がちょっと早過ぎたのかもしれませんが、いろいろなことを国が方針示してやっておるというところで、先程言ったようにすでに9人を見つけたということで取り組みは進んでおると思いますが、本町がそういった愛媛県の中でも先進になるように職員の皆様頑張ってもらっていただければと思います。引きこもりの定義ということで言われておりますのが、内閣府が言われておりますが、外出ということで、まず1点目が趣味の用事の時だけ外出すると。近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家からは出ない、自室からほとんど出ないと、こういったようなことが引きこもりの定義のようでございますが、そういったことが実際には全国で推定の人が、先程は60数万人というようなことございました

が、全国の推定では内閣府の 2018 年の調査では 115 万人程度実際はいるのではないかというふうに言われております。氷山の一角が表面に出ておるといようなことで、なるべくそういった部分について早く見つけ出して対応してもらえるようによろしくお願いいたします。続いて 3 点目の新型コロナウイルスの影響はということで、先程 4 点ほど、旅行や外食が減った、手洗いで衛生習慣の意識が高まった、必要最低限の預かり保育を行ったのであまり問題が出ていないと。テレワークの実施もあったといようなことで、本町ではあまり影響が出てなかったといようなことを言われたようでございます。先般事業継続化のいろいろな補助金とか給付金の事業がございますが、そういった申請があるといことで先程の佐々木議員の質問のところでは 29 件で申請が出ておって審査中じゃといようなことがございました。こちらの方では農業とかいろいろな分野を含めてあまり問題がないと。今回本町の基幹産業である砥部焼業界でございますが、まず砥部焼まつりがなかったと。例年砥部焼まつりの売り上げ 6 千万とかいようなかたちで言われております。今回なかったといことで、個人経営、家内工業が多いこの業界の人は、店頭も閉まっておったとかそういったこともあって売り上げがあんまりなかったのではなかったか。これは想像でございますが、そのあたりの業界の方から特に何か話が出ておるとかそういったことはございませんか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。砥部焼業界につきましても、先般役員の皆様方がちょっと町へ来ていただきまして、いろいろお話をさせていただきました。その中で、いろいろな影響が当然出ておりますので、先日商工会のほうからもいろんな申し出があったように、砥部焼業界のほうからもいろんな問題がありましたら町のほうへ申し出てくれというお話もさせていただきまして、私どもといたしましても、また議員の皆様方と協議をしながらできる支援はしていきたいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3 番（原田公夫） きちんと対応していただいておりますといようなことで、先程の大平議員の質問の中では、やはり事業所の継続というのが一番の重点対策であるといことで、業界がこの 3 か月、4 か月のことで疲弊するのではなく、生き残りをかけて順次頑張っていたきたいと思います。あと、よく言われておりますのが運送業、タクシーとか飲食店、旅行業界、あと建設業とかそういったいろんな業界ございますが、特にそういった他の業界からは何かお話があるといようなことはございませんか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 再質問にお答えをさせていただきます。個別の業界からは来ておりませんけれども、そういったところの受け皿が、砥部町の場合は商工会というふうなことで、いろんな所の皆様方の意見を聞いて、また私どもに意見が来るであろうというふうにも考えておりますので、またその時点時点でいろいろと検討したいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3 番（原田公夫） 相談があれば順次対応をお願いしたいと思います。あと、先日ニュースでやってましたが、これは直接の影響といんではないんですが、検査の問題で本町の場

合はまだ下水道一部ですが、下水道のウイルス検査で菌が出れば地域が特定されて、1週間前の感染者数が推測できるというようなことが言われておりました。本町出てないから多分検査なんかはしてないとは思いますが、そういったことやってみる予定はないでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） そういうお話は今初めて聞いたんですけど、とりあえず検討はして、今の時点ではやる予定はございません。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 先日の新聞報道で、南予の地方局で、現在ではないですが、今心配されておることが、温州みかんの収穫時期に県外からアルバイトの受け入れをしておるようでございますが、その受け入れについて、宿泊場所の感染防止が難しいとか、それで収穫が遅れば価格に影響が出かねないとか、そういったことを心配して、9日の日に協議会を発足して自治体やJAで協議したようでございます。また、内子町では花き、花の農家の打撃が大きいとか、そういったことも言われておりますが、砥部町の場合はそのあたりについて農業関係、JAとかから何か相談するような機会とかいったのはございますか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。西宇和農協あたりのみかんの採取の折の人が来るというのは、かなりの多くの人に来ておるというふうに認識をしておりますし、砥部町ではそういう方は来ていないというふうに考えておりますし、ほとんどの方がシルバー人材センターに頼っておるような状態でございますし、今のところそういう影響はございませんけれども、いずれに致しましてもこの問題はいろんな業界に波及はしてくるというふうなことで、最終的には農家の方の売り上げのみかんの価格の暴落であったりとか、いろんなところに影響してくるというふうには考えられますので、そういったことを総合していろいろと検討したいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） いろいろ対応していくということでございますので。あと、経済対策のことで、本町の場合は申請して一部分給付をもらうとか貸付金を借るとかというような制度が先日ございましたが、昨日の西予市ですか、せいよ買い物応援事業ということで、市内の個人、法人を対象とする経営安定給付金制度というのを始めるということで、資本金1億円未満の参加事業所での7月1日から8月15日の買い物証明書、1世帯1万円以上5万円以下を添えて市民が市に申請すると4分の1が給付されると。国の特別定額給付金が市内で使用されるのを促すという目的で始めるというようなことが載っておりました。また、もう1点は経営安定給付金は国の持続化給付金の対象にならない個人や法人が対象で、任意の月の売り上げが前年同月比20%以上50%未満減少した場合、20万円を給付すると。また、鬼北町では、子育て世帯への応援として、原則18歳以下の子ども1人につき、2万円を給付すると。町内事業者が他市町のイベントに出店する際に5万円を上限に費用を補助するとか、そういったことを打ち出しておるようでございますが、本町としては今言っておったような内容について、今後検討していただけるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えします。今愛媛県ではいろんな、私どもも、全員協議会等でも申し上げておりますけれども、砥部町としてもいろんな対策を講じております。今個別の一つ一つの各自治体がやったことについて、ああだこうだというような状態ではないというふうにも認識しておりますので、皆様方とも相談しながら十分検討した中で対応したいというふうに思っております。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 十分検討していただいているということですので、よろしく願いしたと思います。次に4点目の災害時の避難所における3密回避対策ということで、本町の場合、今までの災害で確かに広い所の体育館でも20人ぐらいが来たのが今までの実績のような気がしますが、今後はそれが2m以上離れた所で云々と言っても、十分今のところは対応できておるといような状況ではございます。今回は検討しておるといことで分散避難とか多様なスペースの確保と、運営マニュアルの変更とかそういったことを検討しておるといことでございます。県防災基本計画の、政府は今回改定をしておりますが、内容が避難所にはマスクと消毒液も備蓄とか市区町村が感染者を防ぐ対応を検討せえとか住民の密集回避へホテルなども活用して避難所を増設、安全な場所にいれば避難は必要ないなど水害への理解を促進せよとか、豪雨や豪風の場合、企業はテレワークなどを実施して、こういったことで対策をというように打ち出しておるようではございますが、本町としては、その一部分についてはすでに検討しておるといようなことでございます。3密回避ということで、よく段ボールのベッドとか、あと先日の新聞では八幡浜市がナイロン製の屋内テントの追加導入を決めたとか、扇風機や冷却服を配布するようにするとか、フェイスシールドや赤外線体温計の購入をします。松山市についても似たような内容で、いろいろ先日コロナウイルス防止の策定をしたようではございます。そういった中で、避難行動をする研究のC e M I 環境・防災研究所の調査でございますが、15都道府県の5千人で調査したところ、車中泊避難が42%、避難所に行くが様子を見て避難先を考えるが39%、感染防止対策をして避難所に行くというのが30%、避難所に行かないようにするというのが22%あったと、そういった調査もあるようではございます。今後、災害時においても、やはり避難必要な人は行ってもいいが、必要でない人はもう自宅に居れというように感じますが、あと遠方、知人とか親戚へ行けとかそういったことになるんではないかと思っております。分散避難ということを検討しておることなので、そういったことが十分機能するように対応を徹底していただきたいと思っております。もう時間がなくなりましたので、そういった検討事項をしておることなんです。一つ、最近トイレカーの導入の自治体が増えたということで、大洲市が2014年度、八幡浜、四国中央が2020年度、宇和島、新居浜も2020年度に検討中というようではございますが、結構高いもんだと思いますが、そういったことも検討する予定はないでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 原田議員さんの質問にお答えします。トイレカーの導入について今のところ検討はしておりません。避難所の衛生対策として専用スペースということで、ト

イレの専用スペースを設けることは今提言書で確認をしております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。これからちょうどそういったシーズンでございますので、対応を十分していただいて、防災が十分機能するようにお願いしまして、質問を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 原田公夫君の質問を終わります。10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 10番西岡でございます。まず、コロナウイルスで亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げますとともに、入院をされている方にお見舞いを申し上げます。また、医療関係者の皆さんにおかれましては、敬意と感謝を申し上げます。1日も早いワクチンの完成を願っているところでございます。それでは1問、農業振興についてお尋ねをいたします。今回の新型コロナウイルスの流行で、他国依存の危うさを感じた人は多かったと思います。マスクを始め医療関係者の装備品、消毒用アルコール、機械の部品などです。しかし、最も大切な事は食料不足が起こらないこと、安定供給が続く事です。農は国の基です。しかし現状は、全国的に農業従事者や耕作面積は減少の一途をたどり、食料自給率は低下をしております。そこで本町としても、農業従事者や耕作面積の減少を食い止める努力をすべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。2問、複合災害時の予備避難所についてお尋ねをいたします。近年、気候変動による大雨や台風、地震など自然災害が多発しています。今回のように新型コロナウイルスが流行する中で災害が発生した場合に、感染が疑われる人は他の避難所と隔離をする必要があるため、指定避難所に加えて、予備避難所を考えるべきと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えします。はじめに、農業振興についてのご質問ですが、本町においても、急傾斜地による耕作条件の悪さから耕作面積が減少するとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業従事者も減少しております。こうした中で、本町の農業振興施策といたしまして、紅まどんなの生産拡大を目指した果樹産地強化支援事業を始めとし、優良品種の苗木等の購入補助、マルチ栽培の推進など、市場競争力の高い産地づくりに取り組んでいるところでございます。また、えひめ中央農業協同組合と協力し、若い新規就農者の確保に努め、就農初期段階の経営及び設備機器導入に対する支援を行うとともに、中山間地域等直接支払交付金等を活用した耕作放棄地の発生防止にも努めております。今後とも、各種支援事業の充実により、多様な担い手を確保するとともに、耕作面積の減少を抑え、持続力ある農業振興に取り組んでまいります。次に、複合災害時の予備避難所についてのご質問ですが、先ほどの原田議員のご質問にお答えしたとおり、学校施設等での開設を基本としつつ、避難者数の増加に応じて、他の指定避難所を順次開設してまいりたいと考えております。以上で、西岡議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） まず、最初の問題であります。耕作放棄地が大変増えているということは砥部町だけでなしに、全国的な問題であろうと思います。しかし、今回のように他国



依存は非常に危ういということをつくづく知らされました。日本の食料自給率は37%しかなく、輸入が途絶えれば備蓄がある程度あるとは思いますが、長引くと一気に食料不足になることになります。攻めの農業に偏らず、町内で賄える食料はできる限り自給し、小規模農家や新規就農者を含めた多様な農業を支えている担い手を支援していくことに対して町長はどのように考えられておりますか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんの第2質問にお答えをさせていただきます。この問題につきましては、国の問題であろうというふうに思っておりまして、町が独自でどうこういうような大きな質問ではございますが、できるだけ町内の農地を十分確保して、少しでも食料の自給に応えるような政策はしていかなければならないというふうに思っております。砥部町だけの問題で解決できる問題ではございませんので、また国等で大きく検討していただきたいというふうに思っています。

○議長（政岡洋三郎） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 国の事業ということを言われましたけれども、小規模な農業や新しくされた新規農業者を含めた多様なことの支援をするということは、国じゃなくて町独自でもこれは考えられることではないだろうかと思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの面岡議員さんのご質問にお答えいたします。新規就農者につきましては先ほど町長も申しましたように、JAとタッグを組みまして、新たな担い手の掘り起こしを行っております。また、その方たち、若い農業者につきましては、支援としましては、ファーマーサポート事業という事業なりを活用して施設とか設備の補助、また、国の補助を使いまして、認定新規就農者には年間150万円の補助金を出して取り組んでいるところでございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） これからもずっと続いていかななくてはいけない。人類、持続可能なやはり農業をしていくためには、やはりそういうふうに大きな、大規模なその会社経営、会社会的な規模とか、攻めの素晴らしい品種のそういうもんを輸出して儲かるということだけではなくてですね、やはりそういうその場所場所で頑張っておられる方も支援をしていくということは、私は大切なことではないんだろうかと、そういうふうに考えております。それとまた、消滅地域いうんですかね、過疎地域。そういうところが地方から、僻地から始まってくるわけですけども、そういう所を出られる人に対してですね、スギやヒノキをもう田畑や山へ植えないように、やはり栗とかですね、広葉樹を植えていく。そういうふうなことを進めていただく、町から。またできれば少しそういう苗木の補助もしていく。そういうことに対してのお考えはございませんか。

○議長（政岡洋三郎） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの面岡議員さんの再質問にお答えいたします。農地への植林につきましては、これ農地法がございまして、なかなか難しいところであろうかと思えます

けども、先ほどありましたように、山林についてはこれから環境譲与税を利用してまして、広葉樹の植林とかですね、そういうふうなものを取り組んでまいりますので、山林整備については十分環境税を利用して取り組んでいきたいと思います。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 農地へ植林してはいけないということが建前というか、法律で決まっておるということは理解はしておりますけれど、現実には結構田舎の奥深い所はそういうふうになってますよ。真っ暗になってスギやヒノキが生えてですね、昔はそこらへんにいろいろあって田んぼもあったんよというようなところありますから、これはもはやね、今後そういうことはもう増やさない。できればそういうふうに万一出てくるときはそういうふうな。栗はもう果樹ですからね。栗は使えますから。それとか広葉樹ね、クヌギもいいでしょう。しいたけもできるし、木炭にもなりますから。と同時にその、やっぱり葉が落葉しますからそれが腐葉土になってですね、土地がある程度肥えるんですよ。あのスギやヒノキの中はもう本当にガラガラでもうやせ細ってますから。万一食料不足になったときもすぐに食料を作るための対応というのはなかなかできませんから。そういうことも含めて考えていただいたらと思います。答えしますか。

○議長（政岡洋三郎） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの面岡議員さんの再質問にお答えさせていただきます。森林整備につきましては、このほどですね、環境譲与税が創設されましたので、今回これに対して町のほうへ委託をするという形になろうかと思います。それが大体 70%ぐらい出てくるんじゃないかなと予想をしておりますけども、その方たちにつきましては、これから 50 年先を見据えまして、契約を交わして森林整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） それでは、2 問目の災害についてので少し質問をしたいと思います。そういうふうに複合のですね、事が起こればですね、災害とかインフルエンザの流行。都会ではその、いろいろな所が指定できますね。ホテルですよとか、なかなか頑丈な建物も多いですが、田舎のほうではなかなかそういうことは人口も少ないのは少ないんですけども、できないと思うんですよ。そこでですね、アンケートなどをとって、どういう所へ避難しますかということをしたら、車ん中へしますよとかいう方が多いんです。そういうことからですね、やはり私の提案といいますか考えですけど、各家庭にですね、テント、運動会に張るテントじゃなしにですね、キャンプをしたり野営をするようなテントをですね、少しずつ買ってもら。それに熱心なかったら補助もしてあげると同時にですね、町自身でもそういうふうなテントの整備もしていただきたい。これはもう何セットかあるわけですか。どんなんでしょう。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 面岡議員さんのご質問にお答えいたします。災害備蓄用のテントというのは、こちらのほうでは準備をしておりません。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） これはですね、先ほども言ったようにですね、車中で避難をしています。地震なんかが起こった時は、家はやっぱり気持ちが悪いですね。常識的に考えて。ということですね、テントがあればその、空き地、簡単に言ったら運動場とか畑、田でも許してもらえば、そういう空き地があればちゃんとそういう設営の仕方があれば独立した、孤立した待避場所ができるわけですから、これはちょっと真剣に考えていただきたいと思うんですが、町長お考えをお聞かせください。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 地震等におきましての車での避難っちゅうのはいろんな密室、密室でなくて、どういうんですか。血液の流れが悪くなるとかいて、この車での避難っちゅうのはあんまり勧めておる問題ではございません。ただ、テントっていうのは避難所の前へテントとかいう、家庭の中でテント云々という問題についてはこれから十分検討事項だというふうに思っておりますけれども、そういったことでは検討課題だというふうに思ってます。

○議長（政岡洋三郎） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） ちょっと説明が悪かったかなという気はするんですが、車で避難をするというのではなくて、車をですね、外のほうのどっか郊外や公園みたいな所へ停めてそこで寝泊りをする人が多いということです。ということですね、やはり家の中じゃなしに、そういう広い運動場とかそういうところがあれば、テントを張ってそこで避難をしているほうがあまり崩れかかった家の中などよりは、その、安心もあるし、危険でもない。そういうことも含めて、それと流行のそういうコロナウイルスなどがあつたらですね、隔離しなくてはいきませんから、そういう時にでもそういうちゃんとしたテントがあれば そういうことも確保はできるんじゃないかなと思いますが、そこらへんもう1回どうでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 面岡議員さんの質問にお答えいたします。まず地震が想定された場合にですね、愛媛県が示している数値がございますので、ちょっとご紹介させていただいたと思います。南海トラフ巨大地震が起こった場合に、愛媛県が公開している想定の中で全壊の家屋が砥部町内で 285 棟、半壊が 1,570 棟、町内に今現在 11,500 家があるんですが、そのうちの今全壊・半壊が倒壊するという危険がございます。その中であと残った棟数につきましては、家の中での待機あるいは生活というふうになってこうかと思います。その他につきましては、各学校の避難所での受け入れができようかと思いますので、現在の砥部町の想定でいきますと十分に避難所、体育館での避難ということで対応できようかと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 砥部町はコロナウイルスは本当に2件ぐらいで少なかったから大したことなかったですけど、そういうことがかなり流行ればですね、やはりそういうふうに運動場の真ん中のほうへですね、個別にこう、隔離をしてそこで休んでいただくということは私は大切なことであると思うんですけれども、それはもう十分でいいというんならもうそれは

それでよろしいと思いますけど、もしですね、これテントは有効利用もできると思うんですよ。というのがもう、高学年になったら小学生でもですね、運動場でテントを張らせてですね、ちゃんと泊まれるような、そういう訓練もしていただければ将来のためにもなるし、実際に何かが起こった時にもためになる。そういうことも含めてぜひそういうことを前向きに考えていただけることはどんなんですか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 西岡議員さんの質問にお答えいたします。学校関係の担当課と十分に協議しまして、避難等の対応ということでそういったところができるのであれば児童・生徒の皆様にテントの張り方とかの研修等を含めたものを実施できたらと考えております。以上でございます。

議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） 唐突なちょっと質問のようなことで、大変ちょっと戸惑ったと思われませんが、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は2時35分です。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。16番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 貴重なお時間を拝借をいたしまして、先ほどから諸先輩の皆さんが非常に立派な質問をされた後に浅学菲才な私が多弁を申し上げるのは甚だ失礼でございますけれど、与えられた時間でございますので消化したいと思うんです。本来ならば、ボクシングであればタオルを投げんといかんような状況でございます。まず最初に、先日横田滋さんが死亡されましたことは心よりお悔やみ申し上げます。と申しますのは、2002年に小泉内閣の折に5名が帰国された時に、横田滋さんはカメラを持って涙を流しながらそれを映した、その光景が私は今にも忘れられません。子を持つ親ならば誰でも感じるようなシーンでございましたので、あえてここで申し上げます。そうして1日も早く拉致されとる皆さんの帰国を心よりお祈り申し上げます。さて12月中旬、武漢で人から人へと感染が起こっていた。日本では1月中旬まで本当に無防備な状態で感染者が入国していたのでございます。2月4日、タイの保健省から1月下旬に日本に旅行した夫婦が感染したことを日本政府に稟報しましたが、報道もほとんどありませんでした。そうして恐れることには、入国制限をしたのは日本は世界で63番目です。そうしてこれが果たして国民の安心・安全をプロテクトすることができるでしょうか。対応の遅れは少なくとも2人の大臣には責任は大きいと思っております。そういう中で、ウイルスの名称でございますけれど、あれはSARS-CoV-2っちゅ

うのは、ウイルスの原体らしいです。それが人に感染すると、COVID-19になる。しかし、単独では感染しないんですね。これが人体の肺、心臓、あるいは臓器の表面に付着してはじめて増殖していくもんでございます。コロナはラテン語で王冠という意味を持っておるそうでございます。さて、本題に入らせていただきますけれど、新型コロナウイルスへの対策については先ほどから諸先輩が述べられましたので、深くダブるようなことは申し上げませんが、世界中で今、猛威を振るい、多くの人々がパニック状態になっている新型コロナウイルスにより、5月25日現在で、世界中で500万人以上が感染し、30万人以上が死亡しています。そしてコロナ不況により、国内の自殺者が累計27万人増加するとも予測されております。町内においても、経済への影響、学校の現場混乱、その他多大な影響が出ると思われますが、以上の3点について、町長にお伺いいたしますけれど、3点目の児童・生徒の学習の遅れ対応につきましては、後程諸先生のほうからも質問があらうと思われまますので、この件につきましては、子どもに無理のない、教育長にお願いすることは無理がない、いわゆる45日圧縮するということは難しいことでございますので、やっぱりそこらあたりを慎重に、あくまで児童本位で取り扱っていただきたい。そうして、6年生と中学3年生が修学旅行も行けないいろんな行事ができないということも含んで考えていただきたいと思っておりますので、あえて答弁は要りません。一律10万円、特別定額給付金の給付の状況についてお尋ねいたします。それともう1つ、同時期に自然災害が発生した時のシミュレーションについてどうお考えでございましょうか。お尋ねをいたしたいと思っております。2点目、入札について、本町のホームページより平成31年4月から令和2年1月14日までの建設工事、31建設第1号から1建設第40号までの43件に関する入札の結果について、平均落札価格が90.44%、くじ引き落札が16件、最低制限価格と同額の落札が26件、落札率が90%以上が14件となっております。町民に疑念を抱かれないような公正性・透明性の高い入札の執行について、町長より所見をお伺いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えします。新型コロナウイルスの対策についてのご質問ですが、1点目の特別定額給付金の給付状況につきましては、6月5日現在で、8,498世帯に総額19億3,650万円を給付しており、対象世帯に占める割合は91%となっております。2点目の、同時期に自然災害が発生した時のシミュレーションについてですが、先程、原田議員への答弁で申し上げましたとおり、感染症対策を盛り込んだ避難所運営・開設マニュアルの改定に着手しており、3密の回避、衛生管理の徹底による感染リスクの低減を図り、避難所内で集団感染等が発生しないよう努めてまいります。なお、出水期に際し、事前の周知として、避難のポイントをまとめた折り込みチラシを今月号の広報に同封しており、災害で命を落とさないことを大前提に、その上での感染予防対策を徹底してまいりたいと考えております。次に、入札についてのご質問ですが、3月に佐々木隆雄議員にもお答えしたとおり、本町は予定価格の事前公表や、最低制限価格の算定基準を公表し、入札の透明性、競争性及び公平性の向上を図っております。また、指名通知とあわせて金抜き設計書、数量計算書、図面など入札価格算定に要する資料の閲覧が可能となっておりますので、各指名業

者が公平な条件のもと、予定価格の範囲内で積算を行い、最低制限価格を予想し、応札額を決定しているものと考えております。このことから、最低制限価格に近い価格での競争となり、同額でのくじ引き落札などの結果となっておりますが、応札額につきましては、当該入札における業者の考えであり、公正に執行できているものと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 我々の信頼する政府においても、オンラインが二度も不都合を起こしたと。本当に信頼に足る、本当に先ほども申し上げたように、町民の安全・安心をプロテクトできてるんだろうかと不安に思うのでございます。その中で今町長ご答弁がありましたように、先ほどの原田議員と重複することは避けますが、私がこのコロナで得たっちゃうか、あれしたことは、ある町民からなぜ砥部町は2万で松山市は51万なのに、5月1日から一方はオンラインができます。砥部町は5月の11日からですよ。この素朴な疑問をいただきました。私もこの年ですからもうインターネットやったりと、そんなことをしようと思わなかったんですけど、このコロナのおかげでもう嫌でもやらざるおれんようになりました。これが入札の各市町村のあれをピックアップしました。今日の私の質問に対してはね、恐らくかなりの人がインターネットで視聴しておると思います。聞いてます。ですからそこらを慎重に答弁していただきたいと思います。今言うたように、入札の件でまずお尋ねしたいのは、この告知しとりますから持っておいでると思いますが、2月14日の建設の工事の入札ですね。これはくじ引きで1つの業者が4つも当たったんですよ。天才ですね、くじ引きの。ここは誰だって疑問に思いますって。そして最低価格表示しとるといっても、最低制限価格と同額が26件ですよ。ちょっとね、よその町村のも見てみました。松前町、お隣の久万高原町、そこでくじ引きしとんが1件あっただけです。この資料はあとからご覧になったら、私がピックアップしとるやつですから見てもろたらわかります。やっぱりここらはね、不正があるということ前提で言よんじゃないですよ。町民がこれ受け取った時にどう思いますかということ、なんで、くじ引きが1人で4件もね、同じ日に当たるなんかいうことが、これはくじ引きの名人じゃと思いますよ。これを申し上げとんです。わかりますか、私の言うことが。わからん。わかるでしょ。よっぽどの名人じゃのと。そんなことはないと思うけど、名人だと。私は思う。やっぱりここらあたりをね、名人やめとは言いませんけれども、やっぱりなんかこうあれする方法はないでしょうか。しかも、14日の第1回目で当たったんですよ。くじ引き。2回目をそれがそれを除外するんじゃない、やっぱり2回、3回もくじ引きで当たったんですよ。ここらあたり。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 三谷議員さんの質問に対する答弁をさせていただきます。まず、くじにつきましては今回の案件は電子入札で行われております。電子入札のくじというのがですね、電子入札者が任意の3桁のくじ番号を入力するようになっております。その後に入札の到着時刻、入札者が電子で送られてきた到着時刻のミリ単位の3桁の番号を使用して数字を作っております。その中でまず入札者が到着した順に0、1、2、3と付していきます。

その後に入札の業者数と合計あまりを積算しまして電子でやっとなりますんで、公平にくじが執行されておると。人間が引くくじではございませんので、そこらあたりこのくじの方法というのをご説明をさせていただきました。以上で答弁となります。

○議長（政岡洋三郎） 三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 皆さん今の総務課長の答弁初めて聞いたでしょ。ああいうやり方しよるということは。私もこれ初めてなんですよね。だからその、不正とかどうじゃないんですよ。たまたま4件を1人の人に当たるというのがね、不自然じゃないかなということをお願いするんです。今言うとおりの説明したらね、たまたまその人がくじ運がよかっただけなんですよ。けど、ぽっとみたらそうは思わんですよね。残念ながら。ここらあたりを今後やっぱり正していただいて、皆さんにもその旨周知するようにお願いをしておきたいと思います。次に、1番心配することは、町長、フランス革命でルイ3世が言ったときにサン＝シモン主義、何を言ったか。ナポレオン3世がクーデターを成功した時にサン＝シモン主義、人、物、金、この3つが動いたら富が発生する言うんですね。それで今の資本主義の中でも活かされてるんです。今のコロナの状態は人は動かん、金は動かん、物は動かん。じゃあ何が起きるか。不況だと思いますね。これ私が言うのが当たらんのだらね、これ願いますけどね、かなり今後不況のあれが、たまたま日本の株価は3月15日を最低で今こう上がり調子ですね。これは私はね、いずれ下がる時期が来ると思うんです。そうして怖いのは第2波、第3波。今日本で流行っとるのはS型のコロナなんです。欧米ではL型なんです。SにかかったけんLにかからんのやないんです。L型のほうが強いんですよ。これが第2波、第3波で起こらないかという心配をしておるわけでございます。先ほど言いましたように、人、物、金が動かなかつたら次に不況が来るんですよ。これをやっぱり心して私はおかないといけなと。これが当たらんことを切望しますが、そこらについてその、私の考えが甘いのか、ご批判があったらまた教えていただきたいんです。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 当然そうであろうというふうに思っておりますけれども、私どもがこれをこうここでどうこういうような、三谷議員さんよくお勉強されておりますし、コロナの問題の型についても十分検討しておるようでございますので、そういうことにならないようにしてもらいたいものだというふうに思ってます。

○議長（政岡洋三郎） 三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） そういうこと含めて教育長にも、このコロナについて皆素人です。皆初めてなんです。皆慌てるんです。しかしこれを決して無にせんように。次に第2波、第3なっても参考にできるようにそれを要望しとるわけです。次に、世界の感染症の歴史を見ますと、このウイルス菌が出てきたのは今から大体350年前、人類が250年前に出てきたと。そしてウイルス菌も50種類あるんだと。そのうちの2種類が今言うS、L型で人体に影響を与えるんだとこう言われております。そこで、1832年にコレラがフランスで流行りました。これは100万人です。総理が1日で、総理も亡くなったんですね、このフランスの。大体1日に800人ずつ亡くなったと。日本ではこのコレラが1858年、江戸時代にまず10万人死に

ました。それから4年後に73万人死にました。1918年、スペイン風邪によっては世界で4千万から5千万人が死亡したと。1957年、香港新型インフルエンザのA型は200万人でございました。ちょうど私が19歳でございました。本当にひどい風邪で、これはどこでうつったかというのはよくわからず止められなかった。そこで映画見よった時にストーブがあったんですね。そこへ皆がよりました時に1人咳する人がおって、あとでああ、あれがうつったんじゃないということがわかった。そうしてもう1回がB型が1968年、ちょうど私が30歳です。2遍とも見事にかかりました。そうしてこの2020年コロナでは500万から30万以上の人が亡くなっていると。本当に哀れな難しい時代だなと思いますけど、今さっきも申しましたように、やっぱりこれを1つのステップにして、あらゆることが想像される中で、いつでもいっちゃいとまではいかないにしても、町民に安心・安全を守る、プロテクトする町政をしていただきたいと思いますので多弁を申し上げましたけれど、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 三谷喜好君の質問を終わります。1番柿本正君。

○1番（柿本正） 1番柿本正でございます。砥部町の魅力発信のさらなる取り組みと優良農地の保全継承対策についてお尋ねします。全国一律ではなく、選ばれる砥部町、住み続けたい砥部町づくりのため、本町の資源や特性を活かし、魅力あるまちづくりを必要と考え2問質問させていただきます。まず、国道33号線花いっぱい運動事業の推進についてでございます。現在、砥部陶街道グループの皆さんが、国道33号線沿線の清掃美化に取り組まれております。草刈りだけではなく、沿線を花いっぱいの花壇にすれば来町者を気持ち良くお迎えできると考えます。先進事例では北海道ニセコ町のNPO法人ニセコまちづくりフォーラムが花の苗植栽ボランティアを呼びかけ取り組んでいます。本町では令和2年度からのまちづくり計画の市街地景観の中に、花いっぱい運動が掲げられています。国道33号線の花いっぱい運動の推進について、限られた財源の中、行政主導型ではなく、町づくりは町民自らが考え行動するという町民参加型の取り組みを行ってはいかがでしょうか、町長のご所見をお伺いいたします。2問目、農地の保全継承対策についてお尋ねします。毎年のように先輩議員から荒廃の一途をたどっている農地保全対策の質問が出されておりますが、私は少し視点を変えさせていただき、高齢者が耕作されている農地について質問させていただきます。5年前の販売農家へのアンケート調査では、70歳以上の農業従事者が52%を占め、尚且つ、70歳以上の農家戸数が234戸の内、後継者がいる戸数は91戸です。残り143戸の農地をどのようにして守っていくのか、今後、この園地を引き受けてくれる新たな担い手の確保が、今緊急の課題ではないでしょうか。特に、後継者がいない70歳以上の果樹農家の多くは、急傾斜地を放棄し、体力に見合った傾斜の緩やかな優良農地で耕作されています。5年後、10年後も農地を保全するためには、安心して農地を託せる担い手の存在が不可欠でございます。しかし、認定農業者数や新規就農者数は伸び悩んでいます。そこで、後継者がいない園地を引き受けてくれる新たな担い手の確保対策として、農事組合法人や株式会社、地方銀行も全国各地で参入しているため、本町でも選択時期に来ていると考えます。そのためには、砥部町からの強い発信力、営業努力が不可欠でございます。農地の保全継承対策について、



町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 柿本議員のご質問にお答えします。はじめに、国道 33 号線花いっぱい運動の推進についてのご質問ですが、国道 33 号線の植樹帯につきましては、砥部陶街道グループが、平成 19 年から、焼き物の町、陶街道にふさわしい、きれいでロマンチックな街道を目指すことを目的に発足し、現在でも、沿線にある事業所など、56 団体、約 570 人で清掃美化活動が行われています。個々の事業所前に花を植え、美化活動を行っている事業所のほか、今年から愛ロードボランティア活動に参加し、県総合運動公園入り口付近に、花の植栽に取り組まれている NPO 頑張り屋砥部のように、本町の美化活動に特に熱心に取り組まれている団体もあり、大変ありがたく思っております。企業の廃業や登録者の高齢化など、参加者は減少傾向にあることから、本町といたしましては、これらの町民が主体となり自主的な活動をする取り組みを尊重し、この愛ロードボランティア活動をより多くの町民の皆様知っていただくため、広報等で周知し、参加団体の参加に増加に繋がるよう協力してまいりたいと考えております。また、中央公民館が実施する花いっぱい運動につきましては、区内の環境美化などの取り組みを支援するものでございますが、国道沿いの花植えに協力したいと各区から要望がございましたら、積極的に協力してまいりたいと考えております。次に、農地の保全継承対策についての質問ですが、本町においても農業における担い手不足は大きな課題であり、認定農業者や新規就農者等の増加を図るため取り組みについては、面岡議員の答弁でもお答えしたとおりでございます。本町では、人と農地の問題を解決し、持続可能な力強い農業を実現するため、国の方針に基づき、集落・地域の未来の設計図となる人・農地プランの実質化に取り組んでおり、農業者、JA、農業委員会、土地改良区や行政による徹底した話し合いを行い、5 年から 10 年後の地域の農業の中心となる経営体を定めてまいります。認定農業者だけでなく、企業や法人にも、この中心となる経営体になっていただきたいと考えておりますので、農地中間管理機構などと連携しながら情報発信に努め、農業への参入を進めるとともに、農地の保全継承に取り組んでまいります。以上で、柿本議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 柿本正君。

○1 番（柿本正） ありがとうございます。国道 33 号線花いっぱい運動事業の推進について、再質問させていただきます。北海道ニセコ町は、人口 5 千人あまりの町で平成 6 年から平成 17 年までの 11 年間、現在の立憲民主党衆議院議員の逢坂誠二さんが町長を務められた時に、まちづくり条例を制定しております。この条例制定の議論の中でまちづくりの基本原則は、住民自ら考え行動するという地方自治の基本理念を実現させるため、ボランティア団体等への参加活動といった住民参加を謳っております。具体的には、NPO 法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となって、ニセコ町内にある国道等景観環境の改善活動事業を展開しており、昨年の 6 月に花の苗植栽のボランティアを呼びかけ、約 70 名が 2,500 本の花の苗を植えられております。なお、この花の苗代は全額町の補助金で賄われております。こうした積み重ねの結果、様々な人々が集うことで町内が活気づき、町全体で景観づくりに対する

意識が高まり、一人ひとりが楽しみながらまちづくりに取り組みという新しい交流と賑わいが生まれていると結んでおります。このようにニセコ町の取り組みは1つの例でございますが、今後本町の魅力あるまちづくりのためには、まず行政と町民の意識改革や住民参加のしくみづくりの啓蒙活動が必要ではないかと考えます。そして、町民の意識が高まった時期には、花いっぱい運動への自主的な参加要請について、例えば商工会、老人クラブ、沿線並びに町内事業所、沿線行政区、各種団体等へ働きかけるお考えはございませんか。再度お伺いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 砥部町へ来ていただいた人が砥部へ入ると花いっぱいできいなと、言うていただくということは本当に素晴らしいことだというふうに思っております。これをボランティア活動の皆様方が実施をするというふうなことには、大変ありがたく思っておりますので、また以前にも町も花いっぱい運動という運動をしたことありますけれども、いろんな皆様方にお声かけをしてそういった輪が広がることを期待しておりますので、行政としても努力をしてまいります。

○議長（政岡洋三郎） 柿本正君。

○1番（柿本正） ありがとうございます。前向きな答弁を聞かせていただきました。今後の取り組みに期待をいたしております。次に、農地保全継承対策について再度質問させていただきます。愛媛県農地中間管理機構が提唱しております、人・農地プランの実質化、先ほども答弁にありましたが、いわゆるアンケート調査や話し合いを重ねて跡継ぎのいない高齢者の意向を確認し、離農年度が把握できればホームページ等でその園地情報を発信していけば、地域農業を担っていく世代に上手くバトンタッチできるのではないのでしょうか。この本は旧明浜町を拠点に農事組合法人無茶々園の30年間の取り組みをまとめた著書でございます。職員38名のうち75%が地元以外の出身で、当期純利益も出ており、南予に新たな雇用を生み出しております。ここは柑橘の低農薬、有機栽培に取り組んでおりまして、個人顧客が全体で9,300人にもなっており、出荷量の25%を占めております。また、定番の果汁100%ジュースやマーマレード、伊予柑の果皮を利用した化粧水やハンドクリームを製造・販売しており、化粧水の4年前の売り上げは5,400万円にまで成長させております。次にこの記事は昨年8月22日の愛媛新聞の切り抜きでございます。地方銀行が全国各地で農業参入をしている記事でございます。地方銀行は地域農業を守ろうと、生産者が離農した後の農地の受け皿となり、事業拡大で新たな雇用を生み出そうとしております。特に目に留まったのが、宮崎銀行が100%出資の農業法人を3年前に設立し、宮崎の主要作物であるピーマンやマンゴーではなく、国内消費量が増加傾向にあるアボカドやキウイを栽培しております。以上、ご紹介させていただきましたが、私もまず、経営規模拡大に取り組む認定農業者や新規就農者への農地貸し付けが優先されるべきと考えますが、これにも限界があります。全国的に雇用型経営に転換していく今こそ、受け身ではなく、攻めの農政に転じて情報発信に取り組むお考えはありますか。再度お伺いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） 柿本議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。先ほども柿本議員さんも言われましたとおり、人・農地プランにつきましては、今年度から実質化が始まる事業でございます。今までもプランはありましたけれども、それをより詰めたプランとするために詳しく話し合い等を進めていくものでございます。これにつきましては、現在実質化ということで取り組んでおりますのは、まずはじめに北川毛の角谷で行っております基盤整備事業、これの受け手につきまして、出し手と受け手を結び付けるということで、ただ今この事業を進めております。これは県の機構ともタイアップしまして、この農地を誰が出して誰に作ってもらうかという、こういう取り組みが人・農地プランの実質化ということになりますので、今後もこれらにつきまして、各地域に出向いてプランを作っていくという運びにしております。それと法人につきましては、現在砥部町で認定農業者が83名おりまして、そのうち農地利用の法人が4件ございます。今後はこういうやっぱり法人の経営も大変重要であると考えておりますので、こちらにつきましても県の機構なりとタイアップしながら今後も進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 柿本正君。

○1番（柿本正） 前向きなご答弁ありがとうございます。やはりですね、優良農地が継承者がいないということで、このままでは当然廃園、元の山林に戻ってしまうわけでございまして、この優良農地をですね、もう先ほど言いましたけれども、ホームページ等で発信すればですね、企業はずっとホームページ見ておりますので、興味を示す企業が出てくると思うんです。そういったことで、今後も更なる情報発信を切にお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 柿本正君の質問を終わります。4番東勝一君。

○4番（東勝一） 4番東勝一でございます。よろしく申し上げます。私のほうからは2点ご質問がございます。1点目につきましては、先ほどらい、各議員さんからご質問がございましたように、新型コロナウイルスの感染症対策ということでございます。新型コロナウイルスは、2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に拡散されました。全世界の死亡者数は、40万人を超える非常事態でございます。我が国におきましても、4月16日付で全国に緊急事態宣言を発出し、現在は全国で解除されたものの、新たな生活様式を取り入れて、経済活動をするということが最善の対策とされております。愛媛県におきましても、6月10日現在感染者82人、死亡者数4人で、本町におきましては、2人の感染者が出ているところでございます。国の緊急事態宣言の発出によりまして、不要不急の外出を控えるなど、経済の打撃は、本町におきましても深刻であるというふうに認識をしています。新型コロナウイルスは、収束の方向に向かっていますが、第2波の発生も当然のことながら懸念されます。経済対策につきまして、町長のご所見をお伺いをいたします。また、5月25日から、町内の一斉登校を開始しておりますけれども、長期の休校によりまして子ども達が精神的に不安定になっており、多数の保護者が学習の進捗度合いにつきましても不安を抱えていると思慮されます。児童生徒の学習の遅れをどのように取り戻していくのか、教育長にお伺いします。2点目につきましては、人口減少及び少子化対策についてでございま

す。全国的に人口減少が進む中、本町におきましても、2005 年の 22,424 人をピークに毎年減少傾向にあります。40 年後には、ピーク時の半数となる 11,000 人と予想されています。また、少子化についても、本町におきましても重要な縣案事項であると認識をしております。この問題に対処するためには、移住者を増加させること、また、出生率を向上させることが重要であると認識をしております。本町は、松山市に隣接するベッドタウンであり、住みやすい町ですが、移住者を増加させるには、魅力のある町であるということも一つの要因となります。また、本町における直近の合計特殊出生率につきましては 1.38 と県下では最低水準であり、出生率を向上させるため、より一層の対策が必要と考えております。令和 2 年度から令和 6 年度までの、第 2 期砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むとしております。人口減少と少子化の問題に対処するためには、実行性のある取り組みが必要と考えますが、町長のご所見をお伺いします。以上 2 点、よろしくお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 東議員のご質問にお答えします。はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策についてのご質問ですが、県は、6 月 1 日以降も、引き続き警戒期を継続するとし、6 月 18 日までを縮小期に向けた移行期間と位置づけ、自粛要請を緩和しております。本町では、国、県が示す段階的な人の移動の緩和策や経済対策を基本に、それを補完する形で経済対策を進めているほか、経営難に陥っている事業所の支援について、現在商工会と連携を図りながら、事業実施に向けて準備を進めているところでございます。今後、経済への影響の長期化が懸念される中、生活対策と経済対策のバランスや第 2 波の発生も念頭におきながら、現況にあった効果的な経済対策に取り組んでまいりたいと考えております。次に、児童生徒の学習の遅れにつきましては、私の答弁のあと、教育長がお答えをします。次に、人口減少及び少子化対策についての質問ですが、この問題につきましては、東議員のご指摘のとおり、出生率の向上、移住者の増加が重要であることから、本町においても砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標として、その実現に努めているところでございます。今年の 4 月に中央公民館に設置いたしました、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て世代まで切れ目のない支援を行えるワンストップ拠点を構築いたしました。また、伝統産業の砥部焼のほか、豊かな自然や、とべ動物園など、他の自治体には無い貴重な資源を活かし、ユーチューブでの動画などを活用した PR やブランディングにより本町の知名度、イメージの向上に努めているほか、町内の大学や高校などと連携し、医療分野やアート分野で魅力あるまちづくりに取り組み、将来本町の定住者となり得る若者の育成を図っているところでございます。そのほかにも、バス路線がない地域において、移動手段を確保するため、生活拠点を中心に、需要規模に応じたデマンド交通等による最適な生活交通ネットワークの構築に取り組んでいるところでございます。人口減少と少子化対策につきましては、本町だけの問題ではなく、日本全国の重要課題でございますが、総合戦略に掲げた目標を一つ一つ確実に実現していくことにより、40 年後の将来人口 15,000 人を目指して、これからも全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上で、私から

の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 東議員のご質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う児童生徒の学習の遅れをどのようにして取り戻していくのかというご質問でございますけれども、ご承知のとおり、今週のはじめに、その対応につきましてマスコミに発表したところでございます。教育委員会では、児童生徒の学習に遅れが生じないよう夏季休業を2週間程度短縮し、8月1日から8月23日までといたします。夏季休業中の授業で補えない部分、これにつきましては学校行事の見直しや、例えば7時間授業を導入するなど学習時間の確保に努めてまいります。夏季休業中の授業におきましては、酷暑の中での授業が想定されるため、空調の整った教室での授業に限定をし、子どもたちの体調をしっかりと管理し、過度な負担にならないように行ってまいりたいと考えております。生徒児童の精神的なフォローにつきましては、現在のところは不調を訴える児童生徒はおりませんが、児童生徒の様子を注意深く観察し、必要に応じて学校医やハートなんでも相談員、スクールカウンセラーにアドバイスをいただきながら、養護教諭を中心といたしまして児童生徒の精神的ケアに対応してまいりたいと考えております。以上で、東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 東勝一君。

○4番（東勝一） 全国的にですね、観光事業関連、また飲食店、経済が深刻であります。本町につきましては、前段申しましたように、前議員さんからですね、いろいろ基幹産業の農業や砥部焼の関係につきまして、ご質問や回答をお聞きしとりますので、ちょっと省略をさせていただいたと思います。この秋の砥部焼まつりにつきましてはですね、今年は今現在やる予定にされとるんですか。どんなですか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 現在のところ、まだ決めておりません。ただ、愛媛県が11月の下旬に行う産業まつりは、中止という報道を聞いておりますので、そういったことを鑑みますとなかなか難しいかなというふうには考えておりますが、結論はまだ出しておりません。

○議長（政岡洋三郎） 東勝一君。

○4番（東勝一） ありがとうございます。大変な砥部焼関係につきましては、非常にかなり厳しい状況であろうと思っております。なお、援助のほうをお願いしとったらというふうに思っております。先ほども教育長のほうからですね、学校、8月1日から23日が夏季休暇ということやったんですよね。実際今後ですね、勉強も一つさることながら、今後夏につきまして先ほどお話があったんですけれども、熱中症の関係がございますね。それでエアコン付けたまま、いわゆる教室の中で戸を開けばなしにするわけですか。どんなですか。それでオッケーですか。はい。それと通学ですね、通学の時にやはりマスクは付けて通学するわけですよね。非常にテレビ等でも非常に懸念しておられるようにですね、やはりマスクはかなりもう熱中症になるリスクが非常に高いということで、そのあたりの対処方法は何かお考えはあるんですか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 東議員さんの追加質問について答弁をさせていただきます。子どもたちが学校活動等でマスクを付ける注意事項としましては、運動の時にはマスクを外してかまわないと、今後6月22日からは通常の教育活動を行う際にはそういう対応を取ってかまわないということになっております。また、必要に応じまして2メートル以上のソーシャルディスタンスが取れる場合につきましては、マスクを外すことも可能となっておりますので、そういった対応をしながら子どもたちの熱中症対策に取り組んでまいりたいと思っております。また、先ほど教室で窓を開けてということで、エアコンございましたけれども、万が一そういう空気の換気ができない場合におきましては、30分に1度教室の窓等を開けてという対応も可能となっておりますので、そういったことを組み合わせながら子どもたちの熱中症対策に取り組んでまいりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 東勝一君。

○4番（東勝一） ありがとうございます。先ほど小中学生もですね、子どもの不安定な、精神的不安定になった児童生徒はいないということを聞いておりますので、非常に安心しているところでもあります。一生懸命子どもたち、これからですね、勉強もしたいということも言っておりましたし、そういった中でぜひともですね、町のほうもですね、支援をしていただきたいというふうに思っております。次にですね、人口減少及び少子化対策につきましてちょっと移らせていただきたらと思います。本町の人口につきましては、令和元年度末2万865人。年齢別人口で言いますと、0から14歳が2,501人、65歳以上の高齢者と言われるのが6,874人ということで、高齢者が3分の1を占めるということはお案内のとおり、ご承知のとおりだと思っております。その中で先ほどございましたように、第2期砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、子育て世代の子ども数がですね、第3子以降が理想と現実には差異があるということでございます。令和元年度の本町の出生者数は88人ということで、そのうち第3子以降の出生数は18人であります。近年、相まって死亡者数につきましては、250人前後がお亡くなりになられておるということでございまして、転入・転出者を考慮しない場合につきましては、単純に170人程度が人口減少しているという理解でいいんじゃないかと思っております。1つ提案なんですけれども、今後出生者数の増加の支援ということで、一概には言えませんが、第3子以降の出生者に対しまして、出産祝い金として30万円をですね、当面の育児資金として支援してみてもどうかというふうな案を私持ってるんですけども、それはどんなでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 東議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。現在の提案につきましては、いろんな自治体でもそういったところをしておる自治体でございます。30万が適当かどうかというのは今後の検討課題にさせて、そういった子育てに対する支援、また出生率の増加に対する支援は何らかの手を打っていかないといけないかなというふうにも考えておりますので、十分検討事項として検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 東勝一君。

○4番（東勝一） ありがとうございます。先日、厚生労働省の報告によりまして、令和元年度の全国の合計特殊出生率につきましては1.36ということで、前年を0.6ポイント下回っております。先日、国のほうがですね、5年間の少子化対策の指針となる第4次少子化社会対策大綱を閣議決定しておりますけれども、そこで若い世代が希望通りの数の子どもを持てる希望出生率1.8の実現を目指すという明記しております。また、不妊治療の負担軽減や児童手当の充実なども掲げているところでもございます。本町におきましても、平成29年3月23日付け、砥部町特定不妊治療費助成事業というのを事業を行っておりますけれども、それによりましての経済負担の軽減を図っておられます。現在利用者は何人おられるのか。また、どのような周知をされているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 東議員のご質問にお答えします。不妊治療の人数については、担当のところで把握をしてないようでございますので、もししてなければ、後でまたわかる範囲でお伝えしたいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 本日手元に資料がございませんので、実際の人数が何人かということは把握しておりません。

○議長（政岡洋三郎） 東勝一君。

○4番（東勝一） 特定不妊治療の助成事業というのは、当然ご認識だったということで理解してよろしいんですかね。これは周知の方法はどないされとるかというのはご回答はできませんか。また、回答できないのであれば後程お願いしたらと思うんですけれどもよろしいですか。議長。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどの人数と啓発については、調べて後で報告をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 後で報告があるそうですんで、よろしくお願いいたします。東勝一君。

○4番（東勝一） 出生者数を増やすというのは、やはり今現在ですね、やっぱり2人目から3人目の子どもを実際欲しいなと思うけども、迷つとる方もおられます。そういった方の中で特定の不妊治療というのはいろいろあるんですけども、そういった中でですね、やはりどうしても子どもが欲しいという方につきましては、県や町とか連携した事業をやっております。そういったこともやっぱり利用していただきたいという思いもございまして発言しておりますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 東勝一君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は3時45分の予定です。

午後 3 時 30 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。先ほどの東勝一議員からの質問で保留になっておりました件について、担当課長よりご回答を申し上げます。池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 先ほどの東議員さんの特定不妊治療に関する質問にお答えをいたします。はじめに、治療を受けた人数ですが、平成 29 年度に 8 人、30 年度に 9 人、元年度に 10 人でした。周知方法につきましては、まず 1 番多いのが病院から繋がることです。最初にご夫婦で病院に相談をされておる又は治療を受けられてると思うんですが、そこからまず県に繋がります。県に対して助成金を申請するんですが、さらにそこから砥部町へ繋がってきます。県ではこの助成金が 1 件 30 万円で、それに上乗せする形で町から上限 5 万円を補助します。以上でお答えといたします。

○議長（政岡洋三郎） 東議員よろしいでしょうか。2 番佐々木公博君。

○2 番（佐々木公博） 失礼いたします。2 番佐々木公博でございます。10 人目の質問者ということで、大変貴重な経験ですけれども、議長の許可をいただきましたので、今回 2 点質問させていただいたと思います。まず、1 点目ですけれども、先ほどらいより、先輩議員が質問されております新型コロナウイルスに関する感染防止対策でございます。私のほうはですね、避難所の関係についてご質問させていただいたと思います。新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言は全面解除となりましたけれども、まだまだ感染者は発生しており、今後の第 2 波感染が懸念されていますし、実際のところ第 2 波感染も現実味を帯びております。本日も雨が降っておりますけれども、梅雨、また今後、台風時期を迎え、水害などの自然災害による避難所開設が想定されますけれども、避難所での 3 密は集団感染を招く恐れがあり、対策を講じる必要があります。そこで、以下の 2 点について町長にお伺いいたします。まず 1 点目ですけれども、密集を防ぐため、避難所となる体育館以外の学校施設、教室などですけれども、その活用については可能でしょうか。2 点目ですけれども、これにつきましては先ほどらい、先輩議員の質問に対し、町長の答弁の中で回答がございましたけれども、あえて質問書のとおりお伺いさせていただきます。②感染症拡大防止対策を考慮した避難所開設マニュアルは作成しているのでしょうか。2 問目でございます。文化会館ふれあいホールですけれども、こちらのほうの改修についてでございます。毎年開催されております砥部町老人クラブ大会において、表彰される方が車いすを利用している場合、人力で車いすを壇上より降ろしており、万一の場合は大けがにも繋がり大変危険であると、昨年 12 月の砥部町老人クラブ連合会との議会とまちづくりを語る会でご意見がありました。また、同大会に参加しておりましたボランティアスタッフの方からもご意見をお伺いしました。前席、最前列のことですけれども、前席までのスロープ導入や簡易式の車いす昇降機の設置など、早急な改修が必要と考えますけれども、教育長のご所見をお伺いします。以上 2 点よろしくお願い



いたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木公博議員のご質問にお答えします。はじめに、避難所における感染防止対策についてのご質問ですが、3密回避のための対策は、これまでの答弁でお答えしたとおりでございます。なお、学校施設につきましては、従来から要介護高齢者、妊産婦等の区分に応じて、体育館以外の避難スペースを確保しておりますので、状況に応じて分配配置を行ってまいります。次に、文化会館の改修についてのご質問ですが、教育長に代わり、私が答弁をさせていただきます。砥部町文化会館ふれあいホールのスロープの導入や昇降機等の設置につきましては、ホールの特性上設置が難しく、安全面においても適当でないと考えております。しかしながら、佐々木公博議員ご指摘のとおり、車いすの方への配慮も必要であることから、今後の砥部町老人クラブ大会につきましては、車いすの方の表彰者席を、ふれあいホール中段の車いす席に変更し、表彰の際は、私が移動して行いたいと考えております。以上で、佐々木公博議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） ありがとうございます。まず1点目の避難所の関係でございますけれども、先ほどうい、先輩議員の質問の中でですね、学校施設、特に体育館を中心にしたいと。特に西岡議員の質問に対する答弁の中でですね、これから南海地震ですか、が発生した時に半壊・倒壊したときに既存の体育館で収容は十分可能であるというふうな課長の答弁があったと思うんですけれども、密集回避のためにですね、2メートル間隔、ソーシャルディスタンスを確保した場合、既存の体育館に何名ぐらいの方が収容できるのかシミュレーション、検証はされていますでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 佐々木公博議員の再質問にお答えをさせていただきます。まず、3密回避のための体育館のスペースでございますが、一空間を2.5メートル角、通路を1.5メートル取らせていただきました。そのシミュレーションといたしまして、通常であれば砥部中学校の体育館に300名収容が75名、麻生小学校でも同じく75、宮内小学校も75名。砥部小学校、広田小学校につきましては、砥部が58、広田が60。避難者が多い旧高市小学校の体育館につきましては、普通教室を8名ずつ3部屋に入れまして24名収容するように計画しております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） ありがとうございます。今現在、作成しております避難所開設マニュアルにですね、乗っ取ったシミュレーションをされているということで大変感激をしております。今現在作成中とありますけれども、平成28年2月にですね、避難所開設運営マニュアルというのが、砥部町保険健康班によって作られております。これの10ページにですね、避難スペースの確保についてという記載がございます。ちょっと読まさせていただきますけれども、注意書きなんですけれども、オ、避難スペースの確保の、ア、の注釈の所にですね、避難所として使用する小中学校の教室等は、事前に施設管理責任者と協議し確認した施設と

します。避難者の状況により不足する場合は、施設管理責任者と再度協議して決めますというふうに記載がございます。先ほど町長の答弁の中では、体調関係を聞きましていろんな教室を使われるというふうな答弁があったと思うんですけども、この施設管理責任者というのは各学校の普通で考えれば校長がなろうかと思うんですけども、今年につきましても各小中学校の校長先生全員変わりました。変わった中で、この管理責任者との協議については、再度されるのでしょうか。それとももう前倒しといいますか、関連によりまして教育管理責任者とはもう相談せずにもう決めてしまうのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 佐々木公博議員の質問に対する答弁をさせていただきます。まず先ほど町長のほうから答弁したように、従来から要介護者、妊産婦等の区分という所がございます、そちらのスペースを感染者と想定される 37 度 5 分以上の方をその専用スペースに誘導して、そこを利用していただくということで、例えば麻生小学校であると、1 階の多目的室、ハートルームであるとか、そういったところをもう事前に協議を整っておりますので、そちらを利用したらと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木公博君。

○2 番（佐々木公博） ありがとうございます。今ほど、課長の説明ではですね、事前協議で各教室等決めているというふうなご回答をいただいたんですけども、昨年私が避難所の関係についてご質問させていただいた時にですね、避難所の開設につきましては、建物倒壊の危険性があるというた中で、開錠、カギを開ける者については学校関係者もしくは町の職員というご回答があったように記憶しております。今回ですね、その密集回避のためにですね、各教室が指定されているということでございますけれども、そこらへんのことを担当である町職員の方が、各小学校のどこの教室が利用できるかというのを担当職員は把握しているのかどうか、その 1 点をお伺いします。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 佐々木公博議員の再質問にお答えいたします。そちらのほうの周知につきましては、今回のコロナウイルス対策の踏まえた避難所の開設ということで、来週職員研修を実施するようにしておりますので、そちらのほうで周知をしたらと考えております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木公博君。

○2 番（佐々木公博） ありがとうございます。避難所につきましてはですね、自然災害であるとか、今回のコロナウイルスであるとか、これからはいろんな新型のウイルスが出てくる可能性もございます。これだけ準備しておけば万全であるというふうな答えはないと思います。日々ですね、理事者の方々も町民の生命・財産を守るためにですね、避難所を開設また避難所運営についてご尽力していただくよう切にお願いをしておきます。2 点目の文化ホールの改修につきましても、なかなか改修等難しいということでございますけれども、町長の答弁の中で、表彰者の方につきましては中段の車いすコーナーまで町長が出向いていただけるというふうなことで、高齢者の方の車いすの方もですね、安心して老人クラブ大会に参

加できると思いますので、こちらのほうについては再質問は割愛させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木公博君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3 時 59 分 散会

## 令和2年第2回砥部町議会定例会（第2日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                           |  |  |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和2年6月12日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                           |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                           |  |  |
| 開 会                                                              | 令和2年6月12日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                           |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 柿本 正                      2 番 佐々木公博                      3 番 原田公夫<br>4 番 東 勝一                      6 番 佐々木隆雄                      7 番 森永茂男<br>8 番 松崎浩司                      9 番 大平弘子                      10 番 面岡利昌<br>11 番 政岡洋三郎                      12 番 山口元之                      13 番 井上洋一<br>14 番 中島博志                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                           |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | 5 番 菊池伸二                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                           |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      上田文雄<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      岡田洋志<br>企画政策課長                      伊達定真                      商工観光課長                      高橋 桂<br>戸籍税務課長                      門田 巧                      保険健康課長                      池田晃一<br>介護福祉課長                      松下寛志                      子育て支援課長                      田邊敏之<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      大内 均<br>生活環境課長                      小中 学                      上下水道課長                      藤田泰宏<br>会計管理者                      富岡 修                      広田支所長                      山本勝彦<br>学校教育課長                      門田敬三                      社会教育課長                      町田忠彦 |                           |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会事務局長 堀 潤一郎<br>局長補佐 楠 耕一 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                           |  |  |

令和2年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 1 号 専決処分第4号の報告について  
(公園清掃作業中の跳ね石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

日程第 3 報告第 2 号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について

日程第 4 報告第 3 号 令和元年度砥部町継続費繰越計算書の報告について

日程第 5 報告第 4 号 令和元年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第 5 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 7 報告第 6 号 令和元年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 8 議案第 29 号 砥部町税条例の一部改正について

日程第 9 議案第 30 号 砥部町手数料条例の一部改正について

日程第 10 議案第 31 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 11 議案第 32 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 12 議案第 33 号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 13 議案第 34 号 令和2年度砥部町一般会計補正予算(第2号)

日程第 14 議案第 35 号 令和2年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第1号)

日程第 15 議案第 36 号 令和2年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 16 議案第 37 号 令和2年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)

・散 会

令和2年第2回砥部町議会定例会

令和2年6月12日（金）

午前9時30分開議

○議長（政岡洋三郎） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告します。5番菊池伸二君から欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、一般質問を行います。予定しておりました一般質問はすべて終了しましたので、以上で一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 報告第1号 専決処分第4号の報告について

（公園清掃作業中の跳ね石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（報告、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、報告第1号、専決処分第4号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） お手元に報告第1号をご覧ください。報告第1号、専決処分第4号の報告について説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和2年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第4号をご覧ください。専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。令和2年5月18日、砥部町長佐川秀紀。公園清掃作業中の跳ね石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。1、損害賠償額、10万1,882円でございます。2、相手方につきましては表記のとおりでございます。3、事故の概要でございますが、令和2年5月1日午前11時30分頃、赤坂泉公園において、本町会計年度任用職員が草刈り作業中、草刈機から石が跳ね、対岸にある事業所に駐車していた相手方が所有する軽自動車の助手席窓ガラス1枚を破損させたもので、相手方に過失はなく、過失割合を10割と認め、損害額の全額を町が賠償するものでございます。なお、事故の発生場所及び発生状況は、報告第1号資料1のとおりで、自動車の破損状況は裏面のとおりでございます。日頃から草刈機を使用する場合は、安全対策には十分注意するよう指導しているところではありますが、今回の事故を受けまして、細心の注意を払うというのは当然ではございますが、草刈機の刃を石の飛ばない草刈り刃へ交換し、飛散防止用ネットを設置して作業するよう徹底し、事故の再発防止に取り組んでまいりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で報告第1号の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第3 報告第2号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、報告第2号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大内農林課長。

○農林課長（大内均） それでは、報告第2号につきましてご説明をいたします。お手元に報告第2号をお願いいたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告する。令和2年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。はじめに、令和元年度の決算からご説明をいたします。第28期定期株主総会資料の3ページをご覧ください。貸借対照表、科目、資産の部、決算額をご覧ください。流動資産は8,420万1,192円で、内訳は現金及び預金、売掛金、たな卸資産、未収入金です。売掛金は森林組合からの請負によるもの、未収入金は町からの助成金となっております。Ⅱの固定資産は553万50円で、内訳は有形固定資産535万5,066円、無形固定資産7万4,984円、投資その他の資産が木材取引のための保証金10万円となっております。1番下の段、資産の部の合計は8,973万1,242円でございます。次に4ページをご覧ください。科目、負債の部、決算額をご覧ください。Ⅰ、流動負債は656万2,041円で、内訳は未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金でございます。金額が多い未払金の主なものとしましては、職員の給与、手当、社会保険料とトラックや重機の修繕料と交換しましたトラックのエンジンなどでございます。固定負債はございません。真ん中どころ、負債の部の合計は、656万2,041円となっております。次に科目、純資産の部、決算額をご覧ください。Ⅰ、株主資本は8,316万9,201円となっております。内訳はその下、資本金が9,090万円と3の利益剰余金がマイナス773万799円となっております。以下、1番下の段でございますが、純資産の部、合計8,316万9,201円、負債・純資産の部の合計が8,973万1,242円となっております。続きまして5ページをお願いします。損益計算書でございます。Ⅰ、売上高は決算額3,714万5,182円で、林業収入と運送収入です。内訳は林業収入が3,527万8,091円と160万円ほど増えましたが、運送収入は186万7,091円と300万円ほど減少いたしました。運送収入の減少の原因につきましては、木材運搬用のトラックが夏頃から故障し、修理に日数がかかったため、木材の運搬ができなかったことによるものでございます。Ⅱの売上原価はございません。Ⅲ、販売費及び一般管理費は、決算額4,806万2,035円でございます。詳細につきましては、6ページの上の段をご覧ください。これの合計の決算額は4,806万2,035円で、前期と比較しますと133万円ほどの増加となっております。主な要因につきましては、減価償却費が24万7,260円の増で、3トンドンプの償却によるものでございます。また、賃借料が31万956

円の増で、運搬用のフォワードを8月からリースしたことによるものです。修繕費が43万7,679円の増で、トラックとフォワードの修理代が増加をいたしました。燃料費が45万998円の減で、トラックの修理に日数を要したため給油量が減少したものでございます。5ページに戻っていただきまして、1番上の上段ですけれども、Ⅰの売上高3,714万5,182円からⅢの販売費及び一般管理費4,806万2,035円を引きますと、真ん中所でありますけれども、経常損失は1,091万217円となりました。次に特別利益は、町からの交付金・補助金で1,079万円となっており、前年度から200万円の増でございます。以上、下の段、税引前当期純利益損失は12万220円のマイナスで、法人税、住民税及び事業税は20万9,500円となりますので、当期純利益損失欄は32万9,720円のマイナスとなりました。損失の大きな原因は、木材運搬用のトラックが故障し、運搬収入が減少したことによるものです。前後して申し訳ございませんが、1ページにお返りください。令和元年度の事業報告といたしまして、1、総括事項でございます。4行目からですけれども、新型コロナウイルスの感染拡大は林業においても影響が出始めているようで、家が建たないことで木材需要が減少し、価格の低迷に繋がっているようです。このような状況の中、我々グリーンキーパーは砥部町森林組合からの委託事業、砥部町や町内建設業からの依頼による倒木処理及び支障木伐採等の作業を行ってきました。しかしながら、今年度は木材運搬用のトラックのエンジントラブルにより運搬収入が大幅に減少するなど厳しい状況であり、既存の作業道の拡幅に係る費用等の見直しも必要となっています。今後も砥部町森林組合からの委託事業を中心に森林整備を行うとともに、砥部町や町内業者からの依頼による支障木伐採など、迅速に対応できるよう日頃の作業を通じて知識、技術の向上に努めてまいります。以上が事業報告の概要でございます。続いて8ページをご覧ください。令和2年度の事業計画としまして、経営方針をご覧ください。3行目からですけれども、今年度は5年間使ってまいりましたハーベスタを入れ替えます。以前の物より枝打ちスピードが速く、より高性能な機械となっています。これに伴い、林業の基本である伐倒作業をより早く、より正確に行うことが必要となりますので、従業員の技術の向上に取り組んでまいります。事業としましては、砥部町森林組合からの委託を中心に砥部町や町内各事業所、また個人の方々からの支障木や倒木の処理にも迅速に対応します。また、愛媛県主催の林業就業希望者を対象とした就業相談会にも参加し、若い従業員の確保に取り組むとともに、地域に根ざした会社づくりに従業員一同日々努力してまいります。続きまして、9ページをご覧ください。令和2年度収支予算でございます。

Ⅰ、売上高は4,200万円で、前年度から25万円の減でございます。Ⅱ、販売費及び一般管理費は5,159万3千円で、9万8千円の減でございます。Ⅲ、営業外収益は5千円で増減はございません。以上、中所の経常損失は958万8千円の損失となります。なお、経営損失に対しまして、特別利益として町からの交付金・補助金を980万円見込んでいますので、1番下の段、当期純利益は2千円を見込んでおります。なお、計算書の計算内訳につきましては、10ページをご覧ください。以上、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。山口元之君。

○12 番（山口元之） 売上なんですけど、トラックの故障がなければどのぐらいな収入が見込めたんですか。

○議長（政岡洋三郎） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの山口議員さんのご質問にお答えします。本来なら 533 万円の収入があったという計算をしております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） ほかにございませんか。山口元之君。

○12 番（山口元之） 500 万売り上げがあったら大体今年度の予算と同じ予算ですよ。売り上げいったら。それでも町からの繰入が 1 千万、補助金出してますよね。ほしたら、それでもかなりな赤字になってくると思うんですけどね、営業自体が。そして、今度トラックを新しく変えたら 2 千万いるいうて言ったでしょ。その購入してどういうふうに利益上げるのかわからんですけどね、目標としたらやっぱりその森林整備とか必要ですけど、どのぐらいどういう計画でそういうトラックを購入して、なるべく利益上げて、町の負担も減すような努力がいると思うんですよ。その計画はどうなってます。

○議長（政岡洋三郎） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 山口議員さんの質問にお答えします。今回、決算で林業収入のほうは非常に好調だったわけなんですけど、運送収入のほうが減ったということです。これもう、先ほどから申し上げてますトラックの故障が大きく響いたということで、減収になりました。10 ページの所に予算を計上しておりますが、10 ページの上の表の中所に運送収入というのがございまして、令和 2 年度の予算を組んでおるんですが、大体トラックを常時使えば 700 万程度の収入が出るんだと見込んでおります。これですと年度年度、利益を上げていこうというふうな、そういう見込みを立てております。

○議長（政岡洋三郎） ほかにございませんか。中島博志君。

○14 番（中島博志） 1 点だけお聞きしたいことがあります。今日、朝来る際にグリーンキーパーの前に新しいハーベスタが入っておいりました。かなり、以前と比べると装備的にも良さそうだし、型としても非常に使い勝手がいいようなハーベスタだと思います。そこで、このハーベスタの金額をもう 1 度確認したいと思います。教えていただけますか。

○議長（政岡洋三郎） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えします。ハーベスタにつきましては、リース事業というふうに聞いております。正確に細かいとこまで金額は聞いておりませんが、以前のハーベスタと同程度でいけるんじゃないかなと私は思ってますけど、そこまでの細かいことは、まだこちらには情報が入ってないということでご理解いただけたらと思います。リース代でございます。

○議長（政岡洋三郎） 中島博志君。

○14 番（中島博志） ハーベスタはリースであれしとるんですか。

○農林課長（大内均） そうですね、リースで借りております。1 台は。資料を取ってきますので少々お待ちください。

○議長（政岡洋三郎） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 中島議員さんのお答えします。現在の令和元年度までのハーベスタは月 30 万プラス消費税のリース料でございます。ハーベスタは一応、県の補助事業で絡めておりますので高額ではあるんですが、補助事業となっております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） ほかにございませんか。質疑を終わります。以上で報告第 2 号を終わります。

~~~~~

#### 日程第 4 報告第 3 号 令和元年度砥部町継続費繰越計算書の報告について

##### （報告、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 4、報告第 3 号、令和元年度砥部町継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 報告第 3 号、令和元年度砥部町継続費繰越計算書の報告について。令和元年度砥部町継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告する。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。別紙をご覧ください。9 款消防費、1 項消防費、事業名は同報系防災行政無線更新事業でございます。支出額の欄をご覧ください。元年度支出額 1 億 800 万 9 千円、翌年度への通次繰越額 1 億 2,490 万 7 千円でございます。内訳といたしまして、支出済額につきましては工事の監理委託料が 600 万円、防災無線整備工事が 1 億 200 万 9 千円でございます。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第 3 号を終わります。

~~~~~

日程第 5 報告第 4 号 令和元年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について

（報告、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 5、報告第 4 号、令和元年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 報告第 4 号、令和元年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について。令和元年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。別紙をご覧ください。上段から事業名、個人番号カード利用環境整備事業、翌年度繰越額の欄をご覧ください。172 万 4,320 円。こちらにつきましては、国が当初予定していた制度を大幅に変更し、その制度が確定するまでに期間を要し、年度内に事業を完了させることができなかったため繰越すものでございます。次に、プレミアム付商品券事業運営業務委託料、繰越額 421 万 169 円。こちらにつきましては、商品券の使用期限を令和 2 年 3 月 31 日として、低所得者、子育て世帯向けプレミアム付商品券事業を実施していることから、商品券の換金等に係る事業執行を年度内に完了させることができなかったためでございます。次に、麻生

保育所解体事業、翌年度繰越額 2,448 万 7 千円。こちらにつきましては、麻生保育所改築工事の着工が遅れたため以後の工事にも遅れが生じることとなったため、年度内完了が見込めなかったためでございます。次に事業名、健康管理システム改修委託料、翌年度繰越額 22 万円でございます。こちらにつきましては、全国運用としてマイナンバー制度を活用した情報連携システムの構築が求められているが、全庁での基幹システム更新に合わせてシステム改修を行うため、電算業者との調整に不測の日数を要したためでございます。次に町道仙波線道路改良事業、繰越額 1,310 万円でございます。こちらにつきましては、同一路線内に道路災害復旧工事が 4 箇所あり、この災害復旧工事を優先的に施工したため年度内の完了が見込めなくなったためでございます。次に、町道日の出広瀬線他 1 線道路改良事業、2,600 万円が繰越でございます。こちらにつきましては、関係者との設計協議に不測の日数を要したため年度内の完成が見込めなくなったためのものでございます。次に、公共土木施設過年災害復旧事業でございます。繰越額 1 億 4,000 万円でございます。こちらにつきましては、現年災害復旧工事を優先的に施工したため年度内の完成が見込めなくなったためでございます。翌年度の繰越額合計額は 2 億 974 万 1,489 円でございます。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第 4 号を終わります。

~~~~~

## 日程第 6 報告第 5 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

### （報告、質疑）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 6、報告第 5 号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 報告第 5 号につきまして、ご報告申し上げます。お手元に報告第 5 号をお願いいたします。報告第 5 号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和元年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおりに調製したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。次のページ、繰越計算書をご覧ください。現場技術監理業務におきまして 1,505 万 7 千円を、下水道整備工事 1 億 4,118 万 4 千円を、下水道工事に伴う水道管移設工事負担金 1,527 万 1 千円の合計 1 億 7,151 万 2 千円を、工事中の迂回路の選択にあたり、地元との調整等に不測の日数を要したため繰越すものでございます。裏面の報告第 5 号資料をご覧ください。現場技術監理業務でございますが、こちらは先月 5 月末に業務を完了しております。その下、下水道整備工事でございます。まず、元明屋書店周辺でございますが、こちらは明屋書店から八瀬に繋がる路線で、9 月末の完成を予定しております。その下、創価学会周辺でございますが、こちらは創価学会から県団地へ繋がる路線で、4 月末に

完成しております。その下、高尾田南団地でございますが、こちらは愛媛県立医療技術大学の西側でございます高尾田南組の団地内の路線で、7月末の完成を予定しております。その下、下水道工事に伴う水道管移設工事負担金でございます。こちらは繰越します下水道管渠布設工事の元明屋書店周辺と同区間でございます。元明屋書店から八瀬に繋がる路線は道幅が狭いため、下水道管渠の布設後、水道管の本移設が必要なことから、下水道管渠布設工事完成の9月末に合わせ繰越すものでございます。以上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で、報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第6号 令和元年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について (報告、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第7、報告第6号、令和元年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 報告第6号につきましてご報告申し上げます。お手元に報告第6号をお願いいたします。報告第6号、令和元年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和元年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和2年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。次のページ、繰越計算書をご覧ください。公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事におきまして、2,227万1千円を、第6配水池進入道路工事2,946万6千円の合計5,173万7千円を他事業との調整に不測の日数を要したため繰越すものでございます。裏面の報告第6号資料をご覧ください。公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事でございますが、こちらは繰越します下水道管渠布設工事の元明屋書店周辺と同区間でございます。下水道管渠布設後の水道管の本移設工事で下水道管渠布設工事と合わせて9月末の完成を予定しております。第6配水池進入道路工事につきましては、7月末の完成を予定しております。以上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 議案第29号 砥部町税条例の一部改正について (説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第8、議案第29号、砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田巧） それでは、議案第 29 号についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。議案第 29 号、砥部町税条例の一部改正について。砥部町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書裏面下段をご覧ください。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として令和 2 年 4 月 30 日に地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため提案するものでございます。今回の主な改正内容でございますが、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、徴収猶予制度の特例等でございます。それでは改正箇所についてご説明いたします。別添、議案第 29 号資料、新旧対照表をご覧ください。1 ページでございます。第 1 条改正でございますが、附則第 10 条及び第 10 条の 2 第 24 項では、固定資産税の課税標準の特例を定める法改正に伴う規定の整備を行っています。2 ページをご覧ください。第 27 項では、生産性革命の実現に向けた特例措置として、中小事業者等の先端設備に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税を全額免除できるよう特例率を 0 とする規定を追加しています。第 15 条の 2 では、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得した者を対象とするよう改正しております。次に第 24 条では、徴収猶予の特例に係る手続等において条例に委任している事項の細目を定めています。続きまして、第 2 条改正でございますが、3 ページをご覧ください。附則第 10 条及び第 10 条の 2 第 27 項では、法改正に伴う条ずれの対応を行っております。4 ページをご覧ください。第 25 条では、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の特例を設けております。第 26 条では、住宅ローン控除の適用期間を 1 年延長する特例を設けております。それでは議案書にお戻りください。裏面の附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 3 年 1 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 29 号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 29 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 9 議案第 30 号 砥部町手数料条例の一部改正について
(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 9、議案第 30 号、砥部町手数料条例の一部改正についてを議

題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田巧） それでは、議案第 30 号についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。議案第 30 号、砥部町手数料条例の一部改正について。砥部町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号を通知する通知カードが廃止されることに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、提案するものでございます。それでは、改正箇所についてご説明いたします。別添資料、新旧対照表をご覧ください。1 ページでございますが、現行第 2 条第 14 号の通知カードの再交付手数料 1 枚につき 500 円を削るものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 30 号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 30 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 10 議案第 31 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 10、議案第 31 号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それではご説明をさせていただきます。議案第 31 号をお手元をお願いをします。議案第 31 号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございますが、議案書の下段をご覧ください。本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、放課後児童支援員認定資格研修の要件を改正するため提案するものでございます。根拠法令は児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項となります。この法律において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について実施する自治体において条例で基準を定めなければならないとされております。条例を定めるにあたって、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い定め

るものとし、その他の事項につきましても基準省令を参酌するものでございます。本町におきましても、改正省令の公布に伴いまして、同基準を引用していた本条例を改正し、基準省令の運用に支障が生じないようにするものでございます。それでは、訂正箇所をご説明いたします。次のページの議案第 31 号資料、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表をご覧ください。改正項目として第 10 条第 3 項中、指定都市の次に、若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を加えるものでございます。改正項目の内容としましては、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など、基準省令第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないこととされておりましたが、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため基準省令第 10 条第 3 項本文を改正し、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 31 号は厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 31 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 11 議案第 32 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 11、議案第 32 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それではご説明させていただきます。議案第 32 号をお手元をお願いをします。議案第 32 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の 12 ページの下段をご覧ください。本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、本町においても同様の措置を講ずる必要があることから、所要の規定を改正するため提案するものでございます。まず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の施行期日における経過措置でございますが、この布令の施行の日、令和元年 10

月 1 日から起算して 1 年を超えない期間内において、この布令による改正後の新運営基準に従い、または参酌して定める市町の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は当該市町の条例で定める基準とみなすものとしますので、ご猶予をいただきまして、この機会での条例改正とさせていただきます。なお、本条例改正の内容につきましては、すでに運用済みでございます。今回の改正内容でございますが、略称の変更や条項号の是正に伴います改正が多くを占めますが、別紙の砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表で要点のみを抜粋してご説明させていただきます。まず、7 ページ下段の第 13 条第 1 項でございます。ここでは、保育料の支払いを満 3 歳未満に限定する変更となります。子ども子育て支援法の改正により、令和元年 10 月から原則小学校就学前 3 年間の幼児教育・保育が無償化され、保育料の支払いを満 3 歳未満に限定するとするものでございます。次に 8 ページ下段から第 13 条第 4 項でございます。第 13 条第 4 項は、保育園等の食事の提供に要する費用の取扱いの変更となります。年収 360 万円未満相当世帯及び全所得階層の第 3 子以降の 1 号認定子ども、また 2 号認定子どもに対する副食費が保護者から徴収可能な費目から除外されたものでございます。次に新旧対照表は 22 ページの下段までとんでいただいて、第 42 条でございます。第 42 条は、特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務の緩和となります。未満児保育施設の事業者は、園児が卒園等する際に保育園等と連携協力し、連携施設を適切に確保しなければならないとするところでございますが、町長が適当と認めるものはこれを緩和及び免除できることとするものでございます。最後に 36 ページ、附則第 5 項でございます。免除及び経過措置期間の延長でございます。特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を 5 年間から 10 年間に延長するものでございます。なお、特定地域型保育事業者の運営実績は、これまでのところ本町ではございません。議案書のほうにお戻りいただいて、最終 12 ページの下段をご覧ください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 32 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 32 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 12 議案第 33 号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 12、議案第 33 号、砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部

改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 議案第 33 号についてご説明いたします。お手元に議案書をお願いいたします。砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。下段の提案理由をご覧ください。新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たした被保険者に対して、愛媛県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金に係る申請書の受付事務を本町において行う事務と定めるため提案するものです。添付の新旧対照表をご覧ください。この表の左側の改正案をご覧ください。今回の改正は、砥部町において行う事務を規定しております第 2 条に第 8 号を加えるものです。この第 8 号では、広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付について規定します。これは広域連合が条例改正により傷病手当金の規定を加えたことに伴うものです。議案書にお戻りください。附則をお願いします。この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 33 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 33 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は 10 時 40 分の予定です。

午前 10 時 25 分

午前 10 時 40 分

~~~~~

日程第 13 議案第 34 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 議案第 35 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 36 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 37 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第 13、議案第 34 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号から日程第 16、議案第 37 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号までの 4 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、私からは議案第 34 号の一般会計補正予算第 2 号と議案第 35 号、浄化槽特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。はじめに、一般会計について説明させていただきます。一般会計予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 34 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号。令和 2 年度砥部町の一般会計補正予算第 2 号は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 4,770 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 3,825 万円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。地方債補正。第 2 条、地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。歳出の主なものについてご説明いたします。全般的事項といたしまして、人事異動に伴う人件費補正を行っております。2 款、総務費でございますが、2,026 万円追加し、30 億 2,634 万 7 千円としました。1 項、総務管理費では、国外転出者がマイナンバーカード等を利用できるようにするため、システム改修委託料 752 万 2 千円の追加などがございます。とびまして、6 款、農林水産業費でございますが、2,508 万 8 千円を追加し、2 億 2,759 万 3 千円といたしました。1 項、農業費では、簡易ハウスや A P ハウスなど施設整備に対する補助金として、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金 1,294 万 1 千円、新規就農者農業機械や施設整備に対する補助金、次世代ファーマーサポート事業費補助金 216 万 9 千円の追加。2 項、林業費では、森林経営管理法に基づき、新たに 3 市 1 町で中予森林管理推進センターを設置するための負担金 255 万 3 千円、森林環境譲与税基金への積立金 1,111 万 1 千円の追加などがございます。8 款、土木費でございますが、9,575 万 8 千円追加し、5 億 9,632 万 5 千円といたしました。2 項、道路橋りょう費では、町道の維持補修工事 4,450 万円の追加、道路新設改良費等 5,401 万 6 千円の追加でございます。10 款、教育費でございますが、2 億 1,919 万 7 千円追加し、13 億 6,834 万 3 千円といたしました。1 項、教育総務費では、文部科学省が打ち出したギガスクール構想の実現に向けて、町内小中学校の校内通信ネットワークの整備及びタブレット端末購入関係経費 2 億 1,671 万 8 千円を追加しました。歳入でございます。2 ページをお願いいたします。2 款、地方譲与税、3 項森林環境譲与税 880 万円、国庫支出金 8,288 万 5 千円、県支出金 1,154 万 5 千円、繰越金 1 億 8,447 万 9 千円、町債 6,000 万円を追加いたしました。4 ページをお願いいたします。地方債補正でございます。学校教育施設等整備事業として、ギガスクール事業に充当するため 3,750 万円を追加し、限度額を 1 億 8,570 万円とし、公共施設等適正管理推進事業といたしまして、町道宮内荏原線舗装補修事業に充当するため 2,250 万円を追加し、限度額を 4,220 万円とするものでございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計補正予算第 1 号をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 35 号、令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号。令和 2 年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 630 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,961 万 3 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び

当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款、浄化槽点検管理費を 630 万 2 千円減額し、7,357 万円としました。これは人事異動による人件費の減額でございます。2 ページ、歳入でございますが、4 款、繰入金と同額減額しております。以上で補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 引き続きまして、議案第 36 号、37 号についてご説明申し上げます。はじめに議案第 36 号、令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。お手元に公共下水道事業会計補正予算第 1 号をお願いいたします。補正予算の 1 ページをお開きください。議案第 36 号、令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号。第 1 条、令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第 2 条、予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。第 4 号、主要な建設改良工事でございます。管渠整備工事を 300 万円増額し、3 億 5,400 万円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額 1 億 4,925 万 9 千円を不足する額 1 億 4,935 万 9 千円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,237 万 8 千円と、過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,688 万 1 千円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,264 万円と過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,671 万 9 千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。まず、収入でございますが、第 1 款、下水道資本的収入、第 1 項、企業債におきまして、290 万円を増額し 1 億 6,920 万円とし、収入合計を 3 億 6,304 万円とするものでございます。次に支出でございますが、第 1 款、下水道資本的支出、第 1 項、建設改良費を 300 万円増額し、3 億 7,981 万 9 千円とし支出合計を 5 億 1,239 万 9 千円とするものでございます。下水道管渠布設に伴う工事負担金で、水道事業会計への支出でございます。第 4 条、予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のように改める。限度額を 290 万円増額し 1 億 6,920 万円とするものでございます。令和 2 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第 36 号の説明を終わります。続きまして、議案第 37 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。議案第 37 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号。第 1 条、令和 2 年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第 2 条、予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。第 4 号、主要な建設改良工事でございます。配水管布設替工事を 1,600 万円増額し 5,820 万円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額 1 億 3,281 万 2 千円を不足する額 1 億 4,581 万 2 千円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,006 万 6 千円と過年度分損益勘定留保資金 1 億 1,274 万 6 千円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,139 万 4 千円と過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,441 万 8 千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。まず、収入でございますが、第 1 款、水道資本的収入、第 4 項、工事負担金におきまして、300 万円を新規計上し収入合計を 1 億 9,060 万円とするものでございます。

次に支出でございますが、第1款、水道資本的支出、第1項、建設改良費を1,600万円増額し2億2,640万4千円とし、支出合計を3億3,641万2千円とするものでございます。配水管の布設工事1件、布設替工事1件、下水道管渠布設に伴う試掘工事に対する工事請負費の追加計上でございます。令和2年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。森永茂男君。

○7番（森永茂男） すみません。私の担当の委員会やないんでちょっと教えてもらったら思うんですけど、総務費でマイナンバーカードを国外転出者が使えるようにするので762万と。これは国のほうから何してくるので、しょうがない改正だとはこれは理解できるんですが、要は砥部町でこの該当する人が何人ぐらいおいでなのかわかりましたらお教え願えませんか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 森永議員さんの質問にお答えします。現在、外国人の国外転出者についての数字を持っておりませんので、また委員会等でご報告したんでよろしいでございましょうか。

○議長（政岡洋三郎） ほかにございせんか。中島博志君。

○14番（中島博志） 森永議員と関連しての質問になろうかと思いますが、今回そういうことでマイナンバーのシステム改修ということで委託料が計上されてますが、今国会においても議員立法を目指しての中で、これ6月2日の愛媛新聞にも掲載されていたんですけど、すべての預金口座とマイナンバーを結びつけるとの、要するにひも付きですよ。それを義務化するということが報道されてますが、これとの関連性というか、もし関連があるんだったら今後また新たなシステム改修が必要になってくるのか、考えられる範囲で構いませんけれどもお答え願えたらと思います。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 中島議員の質問にお答えします。マイナンバーカード、今回の改正につきましては、現在国外転出となると住民票が消除されるということになっております。その方についてのマイナンバーカードを交付するということになっておりますので、今国会で議論されておりますマイナンバーカードのしくみが出来上がりますとおのずとこちらのカードも連携されると思っております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） ほかにございせんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号から議案第37号までの4件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第34号から議案第37号までの4件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、6月19日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前10時57分 散会

令和 2 年第 2 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月19日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和2年6月19日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 西岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第121条第1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 大江章吾 総務課長 岡田洋志 企画政策課長 伊達定真 商工観光課長 高橋 桂 戸籍税務課長 門田 巧 保険健康課長 池田晃一 介護福祉課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 門田 作 農林課長 大内 均 生活環境課長 小中 学 上下水道課長 藤田泰宏 会計管理者 富岡 修 広田支所長 山本勝彦 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 堀 潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
傍 聴 者	1 人			

令和2年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第 1 議案第 29 号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 30 号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 31 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 32 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 33 号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 34 号 令和2年度砥部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 35 号 令和2年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 36 号 令和2年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 37 号 令和2年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 同意第 3 号 砥部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて
- 日程第 11 同意第 4 号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第 12 同意第 5 号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第 13 同意第 6 号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第 14 同意第 7 号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第 15 同意第 8 号 砥部町農業委員会委員の任命について
- 日程第 16 同意第 9 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 17 同意第 10 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 18 同意第 11 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 19 同意第 12 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 20 同意第 13 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 21 同意第 14 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 22 同意第 15 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 23 同意第 16 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 24 同意第 17 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 25 同意第 18 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 26 同意第 19 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 27 同意第 20 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 28 同意第 21 号 砥部町農業委員会委員の任命について

日程第 29 議員派遣

追加日程第 1 議会広報常任委員の辞任について

追加日程第 2 議会広報常任委員の選任について

・閉 会

令和2年第2回砥部町議会定例会

令和2年6月19日（金）

午前9時30分開議

○議長（政岡洋三郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第29号 砥部町税条例の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、議案第29号、砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。西岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（西岡利昌） 総務常任委員会に付託されました、議案第29号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第29号、砥部町税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い所要の規定の整備を行うもので、改正内容としましては、第1条関係では、新型コロナウイルスの影響により収入が減った住民等に対し、住民税、固定資産税、軽自動車税の無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる特例を設けております。第2条関係では、新型コロナウイルスの影響を受けている中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置等、また、軽自動車税の環境性能割の軽減措置延長を設けております。なお、附則において、この条例は第1条関係は公布の日から、第2条関係は、令和3年1月1日から施行するものとしています。よって議案第29号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第30号 砥部町手数料条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、議案第30号、砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（面岡利昌） 総務常任委員会に付託されました、議案第30号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第30号、砥部町手数料条例の一部改正については、個人番号を通知する通知カードが廃止されることに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、所要の改正を行うものです。なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしています。よって議案第30号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第31号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、議案第31号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第31号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第31号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行っているものです。改正内容といたしましては、放課後児童支援員となるための研修は、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修とされていましたが、新たに、中核市の長が実施する研修を追加するものです。また、附則において、この条例は公布の日から施行することとしています。よって議案第31号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 32 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 4、議案第 32 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 32 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 32 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行っています。改正内容といたしましては、保育料の支払いを満 3 歳未満に限定する変更、保育園等の食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、特定地域型保育事業者連携施設確保の義務の緩和、免除及び経過措置期間の延長についてを改めるものです。また、附則においてこの条例は、公布の日から施行するとしています。よって議案第 32 号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 33 号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 5、議案第 33 号、砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 33 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 33 号、砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした後期高齢者医療被保険者に対して、愛媛県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金に係る申請書の受付事務を、本町で行う事務と定めるため、所要の改正を行っています。なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしています。よって議案第 33 号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 34 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 35 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 36 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 37 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 6、議案第 34 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号 から日程第 9、議案第 37 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号までの 4 件

を一括議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第34号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費、農業費関係では、次世代につなぐ果樹産地を育成するため、園地力強化及び商品力向上に対する補助金1,294万1千円を追加しています。財源としては、県の次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金968万2千円を充てています。また、新規就農者の確保・育成の強化を図るため、新規就農者が行うブドウ雨よけ施設、モノラック等農業機械や施設整備に対する補助金216万9千円を追加しています。財源としては、県の次世代ファーマーサポート事業費補助金144万5千円を充てています。林業費関係では、3市1町で構築する中予森林管理推進センターの設置に伴う負担金255万3千円を追加しています。また、森林環境譲与税基金に1,111万1千円を積み立てています。土木費、道路橋りょう費関係で、町道宮内荏原線ほか町道補修工事費4,450万円を追加しています。財源としては、公共施設等適正管理推進事業債2,250万円を充てています。また、町道宮内北川毛線及び町道久保田深田線の拡幅工事に係る設計等委託料1,401万6千円、町道原町麻生線の拡幅工事費4,000万円を追加しています。以上のほか、人件費などの補正がなされています。次に、議案第35号、令和2年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ630万2千円を減額し、予算の総額を7,961万3千円としています。人件費のみの補正で、保守点検事業運営基金繰入金を減額しています。次に、議案第36号、令和2年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号は、資本的支出を300万円追加し、5億1,239万9千円としています。支出の内容は、水道管移設工事費の追加に伴い水道事業会計への負担金300万円を追加するもので、財源としては、下水道事業債290万円を充てています。次に、議案第37号、令和2年度砥部町水道事業会計補正予算第1号は、資本的支出を1,600万円追加し、3億3,641万2千円としています。その支出の内容は、町道及び県道舗装工事に伴う配水管布設替等工事費1,300万円、公共下水道管渠布設に伴う試掘工事費300万円を追加しています。よって、議案第34号、第35号、第36号及び第37号の4議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第34号、令和2年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、教育費、教育総務費関係では、町内小中学校の校内通信ネットワークの整備及び教職員・生徒用のタブレット端末の購入費用として、2億1,671万8千円追加しています。財源として、国庫補助金7,508万5千円、学校教育施設等整備事業債3,750万円を充てています。小学校費では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休校に伴い、町が補助すべき昼食代を負担することとなった保護者の経済的負担を軽減するため、扶助費36万8千円を追加、同様に中学校費でも扶助費21万円を追加し

ています。財源として、県補助金 28 万 7 千円を充てています。社会教育費、公民館費では、中央公民館耐震・大規模改修工事に伴い、不要となった低濃度 P C B を含む変圧器等の処分に係る委託料 121 万 2 千円を追加しています。よって、議案第 34 号においては、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 面岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（面岡利昌） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 34 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出について主なものは、総務費、総務管理関係で、内閣府及び県東京事務所派遣職員の帰庁旅費等関係経費 184 万 7 千円を追加、国外転出者がマイナンバーカード等を利用できるようにするためのシステム改修委託料 752 万 2 千円を追加しています。なお、このシステム改修事業には、全額国庫支出金を充てています。次に、歳入については、地方譲与税を 880 万円追加、国庫支出金を 8,288 万 5 千円追加、県支出金を 1,154 万 5 千円追加、繰越金を 1 億 8,447 万 7 千円追加、町債を 6,000 万円追加しています。また、地方債補正として学校教育施設等整備事業で限度額を 3,750 万円、公共施設等適正管理推進業で限度額を 2,250 万円引き上げています。よって、議案第 34 号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は 1 件ごとに行います。議案第 34 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 34 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 35 号、令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 35 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 36 号、令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 36 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 36 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 37 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 37 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 10 同意第 3 号 砥部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 10、同意第 3 号、砥部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについてを議題とします。提出者の説明を求めます。大内農林課長。

○農林課長（大内均） お手元に同意第 3 号をお願いいたします。それではご説明をいたします。同意第 3 号、砥部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて。砥部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者としてほしいので、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号の規定により議会の同意を求める。令和 2 年 6 月 19 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部町農業委員会委員の任命にあたり、区域内における認定農業者等が少ないことから委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするため提案するものでございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕



○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第 3 号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第 11	同意第 4 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 12	同意第 5 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 13	同意第 6 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 14	同意第 7 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 15	同意第 8 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 16	同意第 9 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 17	同意第 10 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 18	同意第 11 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 19	同意第 12 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 20	同意第 13 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 21	同意第 14 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 22	同意第 15 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 23	同意第 16 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 24	同意第 17 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 25	同意第 18 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 26	同意第 19 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 27	同意第 20 号	砥部町農業委員会委員の任命について
日程第 28	同意第 21 号	砥部町農業委員会委員の任命について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 11、同意第 4 号、砥部町農業委員会委員の任命についてから日程第 28、同意第 21 号、砥部町農業委員会委員の任命についてまでの 18 件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それでは同意第 4 号から同意第 21 号の砥部町農業委員会委員の任命についてご説明いたします。次の者を砥部町農業委員会委員に任命することについて農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。令和 2 年 6 月 19 日提出、砥部町長佐川秀紀。これからは住所と名前だけの説明とさせていただきます。同意第 4 号、八倉 238 番地、西森正一。同意第 5 号、麻生 221 番地、田中祥三。同意第 6 号、高尾田 1034

番地、大野和博。同意第7号、川井1355番地、藤田平。同意第8号、千足104番地1、大内廣志。同意第9号、宮内731番地、中村孝幸。同意第10号、外山466番地、亀田義一。同意第11号、五本松63番地、土井敬一。同意第12号、大南414番地、宇津見尚規。同意第13号、大南2324番地、山中洋一郎。同意第14号、岩谷99番地1、田中和樹。同意第15号、川登1000番地、三木恭子。同意第16号、万年481番地1、佐野淳子。同意第17号、満穂60番地、西岡弘安。同意第18号、多居谷100番地、松岡孝夫。同意第19号、総津758番地、山田義秀。同意第20号、高市1632番地の2、松尾利勝。同意第21号、大南1108番地20、田中弘。以上でございます。提案理由につきましては、砥部町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって任期満了となることから、後任の委員を任命するため提案するものでございます。以上よろしく願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
お諮りします。本案18件は、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議
ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。
よって本案18件は、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。
討論を行います。討論はありますか。
〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
採決を行います。同意第4号、砥部町農業委員会委員の任命についてから同意第21号、砥
部町農業委員会委員の任命についてまでの18件について、同意することに賛成の方は、ご起
立願います。
〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。
よって本案18件は、いずれも同意することに決定しました。

~~~~~

## 日程第29 議員派遣

○議長（政岡洋三郎） 日程第29、議員派遣を議題とします。  
お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、  
派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。  
よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。  
お諮りします。菊池伸二君から議会広報常任委員の辞任願が提出されました。菊池伸二君

の議会広報常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第１として、議題にしたいと  
思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、菊池伸二君の議会広報常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第１と  
して、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第１ 議会広報常任委員の辞任について

○議長（政岡洋三郎） 追加日程第１、議会広報常任委員の辞任についてを議題とします。
地方自治法第１１７条の規定により、菊池伸二君の退場を求めます。

〔菊池議員退場〕

○議長（政岡洋三郎） お諮りします。菊池伸二君の議会広報常任委員の辞任を許可するこ
とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、菊池伸二君の議会広報常任委員の辞任を許可することに決定しました。菊池伸二
君の入場を求めます。

〔菊池議員入場〕

○議長（政岡洋三郎） お諮りします。欠員が生じた議会広報常任委員の選任についてを日
程に追加し、追加日程第２として、議題にしたいとします。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第２として、議題と
することに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第２ 議会広報常任委員の選任について

○議長（政岡洋三郎） 追加日程第２、議会広報常任委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報常任委員の選任については、委員会条例第８条第４項の規定によ  
り、原田公夫君を指名したいとします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって、原田公夫君を議会広報常任委員に選任することに決定しました。菊池伸二君の委  
員の辞任の許可により、ただいま委員長が欠けております。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、議会広報常任委員会を開催し、委員長の  
互選を行ってください。

午前 10 時 9 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。議会広報常任委員会委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたのでご報告申し上げます。議会広報常任委員会委員長に、原田公夫君が互選されました。ご協力のほど、よろしくお願いします。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、11 日から本日までの 9 日間にわたり、連日終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決、ご承認いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。ご議決いただきました補正予算につきましては、町民の皆様の福祉増進のため、高いコスト意識をもって大切に執行させていただきます。また、会期中、議員の皆様から頂いたご指摘、ご提案につきましても、今後の町政運営に活かしてまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。これから暑さも厳しさを増してまいります。マスクの着用が辛い時期となりますが、議員の皆様におかれましては、くれぐれもお身体にご自愛をいただき、町政の進展、地域の発展により一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上をもって、令和 2 年第 2 回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 12 分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

令和2年6月19日

## 委員会名簿

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 議 長 | 政岡洋三郎 | 副議長 | 井上洋一 |
|-----|-------|-----|------|

### (常任委員会)

|         |      |      |     |       |      |
|---------|------|------|-----|-------|------|
| 総務常任委員会 | 委員長  | 西岡利昌 | 委 員 | 原田公夫  | 松崎浩司 |
|         | 副委員長 | 菊池伸二 |     | 政岡洋三郎 | 三谷喜好 |

|           |      |       |     |      |       |
|-----------|------|-------|-----|------|-------|
| 厚生文教常任委員会 | 委員長  | 山口元之  | 委 員 | 東 勝一 | 佐々木隆雄 |
|           | 副委員長 | 佐々木公博 |     | 中島博志 |       |

|           |      |      |     |      |      |
|-----------|------|------|-----|------|------|
| 産業建設常任委員会 | 委員長  | 森永茂男 | 委 員 | 柿本 正 | 井上洋一 |
|           | 副委員長 | 大平弘子 |     | 平岡文男 |      |

|           |      |      |     |      |      |
|-----------|------|------|-----|------|------|
| 議会広報常任委員会 | 委員長  | 原田公夫 | 委 員 | 柿本 正 | 森永茂男 |
|           | 副委員長 | 東 勝一 |     | 井上洋一 |      |

### (議会運営委員会)

|         |      |      |     |      |      |
|---------|------|------|-----|------|------|
| 議会運営委員会 | 委員長  | 中島博志 | 委 員 | 森永茂男 | 西岡利昌 |
|         | 副委員長 | 松崎浩司 |     | 山口元之 | 平岡文男 |

### (特別委員会)

|            |      |      |     |     |  |
|------------|------|------|-----|-----|--|
| 下水道整備特別委員会 | 委員長  | 森永茂男 | 委 員 | 全議員 |  |
|            | 副委員長 | 大平弘子 |     |     |  |

|           |      |      |     |       |      |
|-----------|------|------|-----|-------|------|
| 議会改革特別委員会 | 委員長  | 平岡文男 | 委 員 | 原田公夫  | 菊池伸二 |
|           | 副委員長 | 松崎浩司 |     | 佐々木隆雄 | 山口元之 |

(一部事務組合)

|                    |       |      |       |
|--------------------|-------|------|-------|
| 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会 | 政岡洋三郎 | 山口元之 | 佐々木公博 |
|--------------------|-------|------|-------|

|               |       |       |      |
|---------------|-------|-------|------|
| 伊予市外二町共有物組合議会 | 柿本 正  | 佐々木公博 | 森永茂男 |
|               | 政岡洋三郎 | 山口元之  | 橋本敏彦 |

|             |       |      |      |
|-------------|-------|------|------|
| 伊予消防等事務組合議会 | 政岡洋三郎 | 井上洋一 | 三谷喜好 |
|-------------|-------|------|------|

|               |       |
|---------------|-------|
| 大洲・喜多衛生事務組合議会 | 政岡洋三郎 |
|---------------|-------|

(広域連合議会)

|                  |      |
|------------------|------|
| 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会 | 佐川秀紀 |
|------------------|------|

(土地開発公社)

|        |     |      |     |      |    |      |
|--------|-----|------|-----|------|----|------|
| 土地開発公社 | 清算人 | 東 勝一 | 清算人 | 森永茂男 | 監事 | 井上洋一 |
|        | 清算人 | 平岡文男 | 清算人 | 三谷喜好 |    |      |